

久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、
久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等
指定管理者募集要項

[令和5年7月]

久 喜 市

【目次】

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
	（1）施設設置の目的・役割	
	（2）施設所在地及び概要	
	（3）休館・休場日及び利用時間	
	（4）施設の利用状況	
3	管理に当たっての条件	4
	（1）指定管理者が行う業務の範囲	
	（2）自主事業	
	（3）管理に要する経費	
	（4）指定予定期間	
	（5）管理基準	
	（6）リスク分担	
	（7）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	
	（8）委託等の禁止	
	（9）指定管理者が賠償責任を負う範囲	
	（10）その他	
4	申請の手続	7
	（1）申請者の備えるべき資格	
	（2）申請の方法	
	（3）著作権の帰属等	
	（4）費用の負担	
	（5）情報公開条例に基づく公開請求	
	（6）申請の辞退	
5	指定管理者の指定等	11
	（1）指定管理者の指定方法	
	（2）指定管理者候補者の選定	
	（3）選定に当たっての審査基準	
	（4）主な審査ポイント	
	（5）選定に当たっての審査方法等	
6	指定管理者指定後の手続	12
	（1）協定の締結	
	（2）引き継ぎ、準備行為の実施	
	（3）その他	
7	指定管理者の公募に関するスケジュール	13
8	留意事項	13
9	問合せ先	13
	別紙資料1 各施設平面図	
	別紙資料2 総合体育館及び体育施設の休館・休場日及び利用時間 有料公園施設等の利用期間及び利用時間	
	別紙資料3 各施設の利用料金表	
	別紙資料4 総合体育館及び体育施設の利用状況 有料公園施設等の利用状況	
	別紙資料5 職員配置及び指定管理料	
	別紙資料6 主な自主事業の実施状況	
	様式1 指定管理者指定申請書	
	様式2 誓約書	
	様式3 類似施設における業務実績	
	様式4 管理運営に関する事業計画書	
	様式5 公募説明会・現地説明会参加申込書	
	様式6 募集要項の内容等に関する質問書	

1 指定管理者の募集について

久喜市では、久喜市総合体育館（以下「総合体育館」という。）、久喜市立体育施設及び久喜市栗橋B&G海洋センター（以下「体育施設」という。）、久喜市都市公園のうち有料公園施設等（以下「有料公園施設等」という。）について、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年条例第234号。以下「手續条例」という。）第2条の規定により、次に掲げる施設を管理する指定管理者の募集を行うものです。

2 施設の概要

(1) 施設設置の目的・役割

総合体育館、体育施設及び有料公園施設等は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活形成に寄与することが求められます。

(2) 施設所在地及び概要（別紙資料1（各施設平面図【P14～】）参照）

【総合体育館】

施設名	総合体育館
所在地	久喜市江面1616番地
設置年月日	【第1体育館】平成5年9月1日 【第2体育館】昭和59年4月3日
施設概要	【第1体育館】メインアリーナ、武道場、多目的ホール、 トレーニング室、会議室 【第2体育館】アリーナ

【体育施設（7施設）】

1	施設名	菖蒲温水プール
	所在地	久喜市菖蒲町三箇164番地1
	設置年月日	平成11年4月14日
	施設概要	大プール、幼児用プール、ジャグジー
2	施設名	鷺宮温水プール
	所在地	久喜市鷺宮6丁目4番1号
	設置年月日	平成4年7月17日
	施設概要	大プール、小プール

3	施設名	鷺宮体育センター
	所在地	久喜市中妻776番地
	設置年月日	昭和57年6月17日
	施設概要	アリーナ
4	施設名	鷺宮運動広場
	所在地	久喜市鷺宮6丁目3120番地
	設置年月日	昭和57年6月17日
	施設概要	グラウンド（照明有り）
5	施設名	南栗橋スポーツ広場
	所在地	久喜市南栗橋12丁目6番地1
	設置年月日	昭和63年6月15日
	施設概要	グラウンド、ゲートボール場
6	施設名	緑1丁目テニス場
	所在地	久喜市緑1丁目33番地
	設置年月日	平成26年9月1日
	施設概要	テニスコート2面
7	施設名	久喜市栗橋B&G海洋センター
	所在地	久喜市伊坂1551番地1
	設置年月日	昭和63年6月15日
	施設概要	【体育館】第1体育室、第2体育室、ミーティングルーム 【プール】鉄骨上屋付プール（大プール、幼児プール）

【有料公園施設等（11施設）】

1	施設名	総合運動公園
	所在地	久喜市江面1616番地
	設置年月日	平成2年4月1日
	施設概要	市民グラウンド、多目的広場、ゲートボール場6面、 テニスコート6面（照明有り）、市民プール（休止中）、 自由広場
2	施設名	青葉公園
	所在地	久喜市青葉3丁目1番1号
	設置年月日	昭和49年7月1日
	施設概要	野球場（照明有り）、テニスコート3面（うち2面照明有り）
3	施設名	清久公園
	所在地	久喜市清久町9番
	設置年月日	昭和56年2月9日
	施設概要	野球場

4	施設名	寺田公園
	所在地	久喜市菖蒲町菖蒲5013番地91
	設置年月日	昭和50年12月23日
	施設概要	テニスコート2面
5	施設名	森下緑地グラウンド
	所在地	久喜市菖蒲町下栢間5495番地1
	設置年月日	平成6年6月15日
	施設概要	グラウンド、テニスコート2面（照明有り）
6	施設名	あやめ公園
	所在地	久喜市菖蒲町新堀1695番地
	設置年月日	平成3年3月28日
	施設概要	運動広場
7	施設名	寺田緑地グラウンド
	所在地	久喜市菖蒲町菖蒲5013番地42
	設置年月日	平成6年6月15日
	施設概要	グラウンド
8	施設名	ふれあい広場
	所在地	久喜市菖蒲町三箇2834番地
	設置年月日	平成6年6月15日
	施設概要	グラウンドゴルフ場
9	施設名	南栗橋近隣公園
	所在地	久喜市南栗橋10丁目18番2
	設置年月日	平成11年4月1日
	施設概要	テニスコート3面（照明有り）
10	施設名	桜田運動公園
	所在地	久喜市桜田2丁目7番1
	設置年月日	平成18年3月1日
	施設概要	テニスコート4面
11	施設名	沼井公園
	所在地	久喜市桜田3丁目13番2
	設置年月日	昭和60年3月30日
	施設概要	テニスコート2面（照明有り）

(3) 休館・休場日及び利用時間

別紙資料2【P34～】参照

(4) 施設の利用状況

各施設の利用状況（別紙資料4【P42～】参照）

3 管理に当たっての条件

(詳細は別添「業務仕様書」を参照のこと)

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の運営・管理に関する業務
- イ 総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の提供（受付、許可、利用料金の收受等）
- ウ 総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の用具の貸出
- エ 総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の情報提供
- オ その他総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(2) 自主事業

「久喜市スポーツ推進計画」に基づき、指定管理者の企画による自主事業を行うことができます。

(別紙資料6【P45】参照)

(3) 管理に要する経費

ア 利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、利用料金制を導入するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自ら企画・実施する各事業の収入を指定管理者の収入とします。

また、指定管理者は、条例に定める額の範囲内で利用料金を定めることができますが、市長の事前承認が必要です。(指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を減額又は免除することができます。)

- ・各施設の現在の利用料金表 (別紙資料3【P36～】参照)
- ・各施設の利用料金収入実績 (別紙資料4【P42～】参照)

イ 指定管理業務に係る経費

市は、指定管理業務に必要な経費を、予算の範囲内において、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理者に指定管理料として支払います。具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定めます。

(4) 指定予定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

(5) 管理基準

- ア 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の管理運営を行うこと。
- イ 管理運営費の削減に努め、適切に施設の維持管理を行うこと。
また、利用者が快適に施設等を利用できるよう努めること。

ウ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報については、適正に取り扱うこと。

(6) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	市	指定管理者
物価・金利変動のリスク		○
施設管理に関する法令変更による経費	○	
施設（設備、附属設備、備品含む）の保守点検		○
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）		○
施設の修繕	○ (100万円以上)	○ (100万円未満)
安全衛生管理		○
業務に関連して取得した利用者等の個人情報に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応		○
公共施設予約システムの保守管理	○	△ (用紙・トナー等消耗品)
事故、火災等による施設の損傷の回復	○	△ (自己の責めに帰すべき事由による場合)
施設の火災共済保険の加入	○	
施設利用者の被災に対する責任	○	△ (現場での対応)
指定管理者の責めに帰すべき事由による管理物件及び第三者への賠償		○ (市が求償権を行使)
不可抗力（自然災害、暴動等）の発生に伴う損害及び増加費用	協議	協議
指定期間の終了に伴う明け渡しと原状回復及び市が指定する者に対する引き継ぎの経費		○
指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は期間を定めての管理業務の停止に関する費用負担		○
市の責任による事業の中止・変更・延期	○	
市の指示による業務内容変更による経費の増	○	
包括的な管理責任	○	

※指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、総合体育館、体育施設及び有料公園施設等を常に良好な状態に管理する義務を負います。

※指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

(7) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はおそれがあると認められる場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が市の指示に従わないときや、指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど、指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、指定管理者の債務不履行による損害が市に生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うことになります。
- オ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

(8) 委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(9) 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、施設の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
※入場者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するための保険に加入すること。

(10) その他

- ア 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。
- イ 指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。
- ウ 指定管理業務の実施に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について適切に配慮すること。
- エ 指定管理業務の実施に当たり、市内の雇用拡大及び中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- オ 指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

カ 市と協議の上、市が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。
※「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 申請の手続

(1) 申請者の備えるべき資格

県内に事務所※を置いている法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

（※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表法人の事務所の所在地）

ア 次のいずれかに該当する法人等は、指定を受けられません。

- ① 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ② 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等。
- ③ 久喜市から指名停止措置を受けている法人等。
- ④ 法人税、法人都道府県税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等。

※上記①～⑤に該当しない旨の誓約書（様式 2）を提出してください。

イ 選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表する法人等を定めてください。市との連絡調整については、代表する法人等が行ってください。
- ② 申請については、1 申請者につき 1 提案に限らせていただきます。また、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが上記（1）アのいずれかに該当する場合は、指定を受けられません。

(2) 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。

グループで申請する場合には、適切なグループの名称を付け、その名称で申請してください。ただし、申請書の記名押印については、グループの全ての構成員が行ってください。

また、次の提出書類中②～⑨については、グループの全ての構成員が提出してください。なお、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 4 申請の手続の（1）アに該当しない旨の誓約書（様式2）
- ③ 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- ④ 法人等の決算関係書類（過去3年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ⑤ 法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ⑥ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則、経理規程、給与規程、その他法人等の諸規程類）
- ⑦ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要が分かるもの
- ⑧ 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- ⑨ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑩ 類似施設における業務実績を記載した書類（様式3：過去5年間を対象として記載）
- ⑪ 管理運営に関する事業計画書（様式4）
 - 1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
 - 2 管理執行体制
 - 3 施設・設備の維持管理計画
 - 4 サービス等を向上させるための方策
 - 5 危機管理に対する方針について（防災、防犯、その他緊急時の対応等）
 - 6 自主事業に対する基本方針と自主事業実施計画
 - 7 事業運営を自ら評価する自己評価制度について
 - 8 指定期間3年間の計画
 - 9 個人に関する情報の取扱いや情報公開についての基本方針（情報管理体制その他必要と考える事項）
 - 10 令和6年度収支予算案
 - 11 100万円未満の修繕、物品購入等の予算について
 - 12 その他の提案について

イ 提出部数

- 1 2部（正本1部、副本11部）

ウ 提出方法

持参又は郵送

【提出先】

久喜市 健康スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3
電話 0480-22-1111 内線 2273

エ 受付期間

【持参の場合】

令和5年8月3日(木)から8月10日(木)までの午前8時30分から
午後5時15分まで(土・日を除く)。

【郵送の場合】

原則として書留とし、8月10日(木)午後5時15分必着とします。

オ その他

申請は、申請者につき1提案に限ります。複数の提案はできません。
また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

カ 募集要項の配布

募集要項を令和5年7月4日(火)から7月14日(金)まで配布します。

【配布場所】 市ホームページ (<http://www.city.kuki.lg.jp/>)

及びスポーツ振興課窓口(市役所3階)

【配布時間】 窓口配布は土曜、日曜を除く午前8時30分～午後5時15分

キ 公募説明会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。申込書(様式5)に必要事項を記入の上、7月14日(金)午後5時15分まで(必着)に、スポーツ振興課に提出してください。(電子メール、FAX、郵送可)

メール: sportsshinko@city.kuki.lg.jp

FAX: 0480-22-3319

開催日時: 令和5年7月20日(木) 午前10時から

開催場所: 久喜総合文化会館 研修室2

参加人数: 各事業者(グループ)2名以内とする。

※募集要項及び各仕様書を持参してください。

※公募説明会に欠席の場合、申請書類は受理できませんので、ご注意ください。

ク 現地説明会の実施

公募説明会の後、各施設の現地説明会を次のとおり開催します。

開催日時: 令和5年7月20日(木) 午後1時30分から

集合場所: 総合体育館 第1体育館 正面入口前

参加人数: 各事業者(グループ)2名以内とする。

※総合体育館、菖蒲温水プール、鷺宮体育センター、鷺宮温水プール、栗橋 B&G 海洋センターを順次回る予定です。施設間の移動は参加者各自でお願いします。それ以外の施設については、希望がある場合に限り、7月21日（金）に別途対応します。

※スリッパ等の室内履きを持参してください。

ケ 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和5年7月21日（金）～7月26日（水）午後5時15分まで
受付方法：質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。質問書を提出した際は、その旨を電話で下記へ連絡してください。

メール：sportsshinko@city.kuki.lg.jp

電子メールでの質問は、件名を【質問】〇〇会社としてください。

FAX：0480-22-3319

TEL：スポーツ振興課 スポーツ施設係 0480-22-1111 内線 2273

コ 募集要項に関する質問の回答

質問及び回答は、8月2日（水）市ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）また、現地説明会において出された質問についても、内容によりホームページでの回答とする場合があります。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(5) 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類は、久喜市情報公開条例に基づく公開請求の対象になります。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、久喜市議会の議決を経て、文書で久喜市長が指定します。
なお、指定後速やかに告示します。

(2) 指定管理者候補者の選定

指定管理者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査(書類審査)、指定管理者候補者選定委員会による二次審査(プレゼンテーション)を行い、(3)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、8月下旬に全ての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、提出された申請書によりプレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。(補助的にパソコン等を使用しながらプレゼンテーションを行うことも可とします。その際、プロジェクターとスクリーンは市で用意しますが、パソコンは申請者が用意してください。市で用意するプロジェクター：メーカー名 RICOH 型番 PJ WX5461)

二次審査の結果は、全ての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

(3) 選定に当たっての審査基準

- ア 利用者の平等な利用を確保することができること。
- イ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の運営を行うことができること。
- ウ 施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- エ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の、適正な取り扱いを確保することができること。

(4) 主な審査のポイント

- ア 指定管理者としての受託実績について
- イ 組織・連絡体制について
- ウ 個人に関する情報の取扱い、情報公開について
- エ 指定管理業務の基本方針について
- オ 管理執行体制について
- カ 施設・設備の維持管理計画について
- キ サービスの向上及び利用者のトラブル未然防止について
- ク 危機管理について
- ケ 自主事業について（新たに整備する施設の活用を含む）
- コ 指定管理料について
- サ 自己評価制度について
- シ 3年間の事業計画について

(5) 選定に当たっての審査方法等

一次審査（書類審査）ののち、二次審査は選定委員会が審査基準に基づき審査します。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、市と協定を締結するものとします。

(2) 引き継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は、市と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう市及び前任の指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

なお、引き継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 指定管理者の公募に関するスケジュール

指定管理者の公募及び選定スケジュールは、以下を予定しています。

月日	内容
令和5年 7月 4日～7月14日	募集要項の配布・公募説明会の受付
7月20日～7月21日	公募説明会・現地説明会
7月21日～7月26日	質問書の受付
8月 2日	質問書の回答（ホームページで回答）
8月 3日～8月10日	申請書の受付
8月中旬	一次審査（書類審査）
8月下旬	一次審査結果通知
9月下旬	選定委員会による二次審査（プレゼンテーション）
10月上旬	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
12月中旬	議会での議決
12月下旬	指定管理者の指定（告示）
令和6年 1月～3月	協定の締結
令和6年 4月 1日	指定管理業務の開始

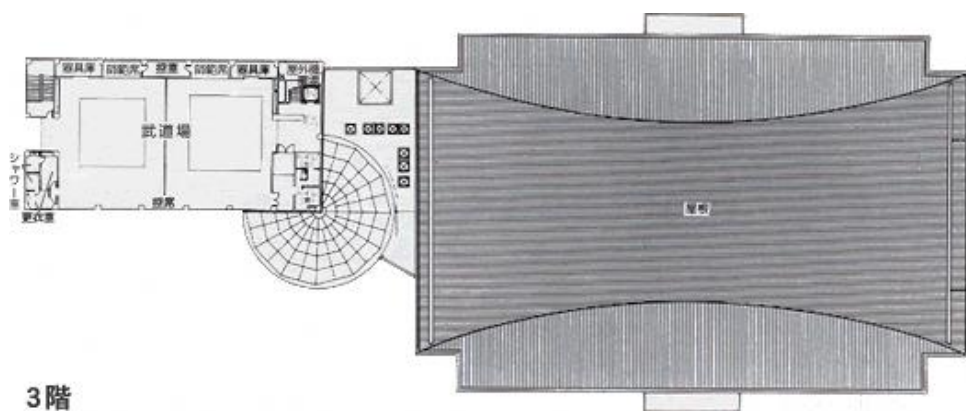
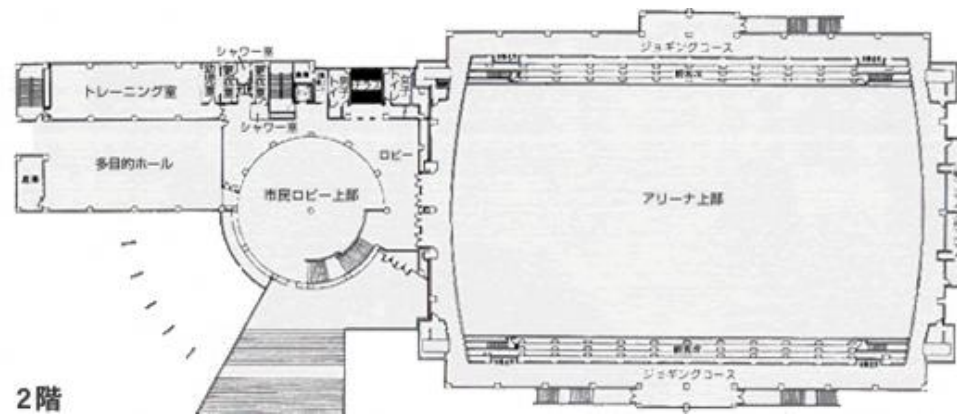
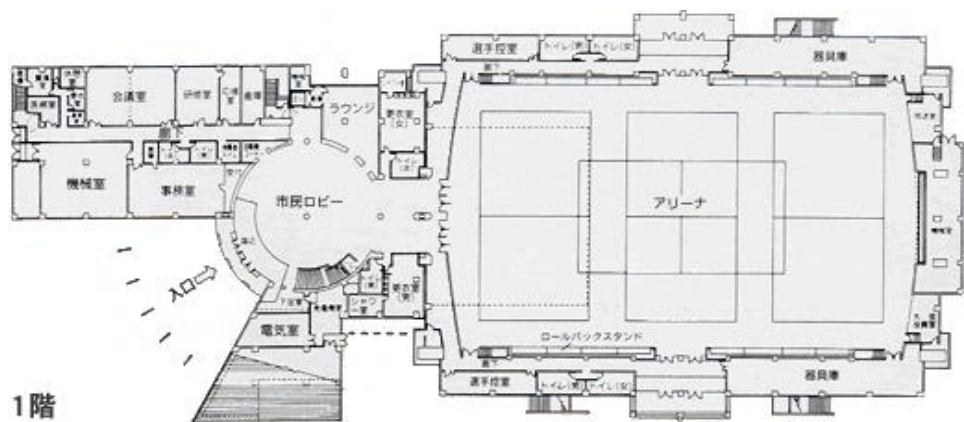
8 留意事項

- ・総合体育館は、令和6年度から7年度にかけて屋根等の大規模改修を予定しています。施設は開館しながらの工事を想定していますが、トイレ等の工事の際は、一時的に使用できない箇所が発生します。
- ・久喜市総合運動公園基本計画に基づき、令和6年度から令和7年度にかけて市民プールを解体し、スケートボード場及び3X3バスケットボール場を整備する予定です。整備後はそれらの施設も含めて管理運営を行っていただくため、協議の上、協定の見直しを行うことを想定しています。今回の公募では、収支計画にそれらを見込む必要はありませんが、新たな施設の運営について、自主事業等で大きな大会の誘致など地域の活性化や交流人口の増加に資するような魅力ある活用方法を提案してください。また、令和8年度に市民グラウンドの改修工事を予定しているため、一定期間施設の使用を中止することとなります。使用料収入の減少等の影響については、年度協定等で協議に応じるため、今回の公募において見込む必要はありません。
- ・菖蒲温水プール及び鷲宮温水プールについては、現時点の計画では、令和8年度末をもって閉館する予定です。

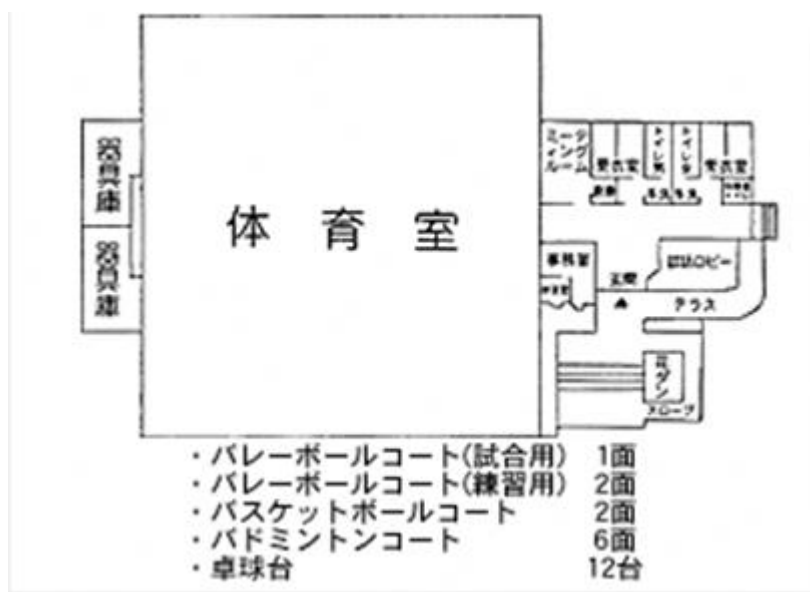
9 問合せ先

久喜市 健康スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係
住 所：埼玉県久喜市下早見85-3
電 話：0480-22-1111（内線2273）
FAX：0480-22-3319
メール：sportsshinko@city.kuki.lg.jp

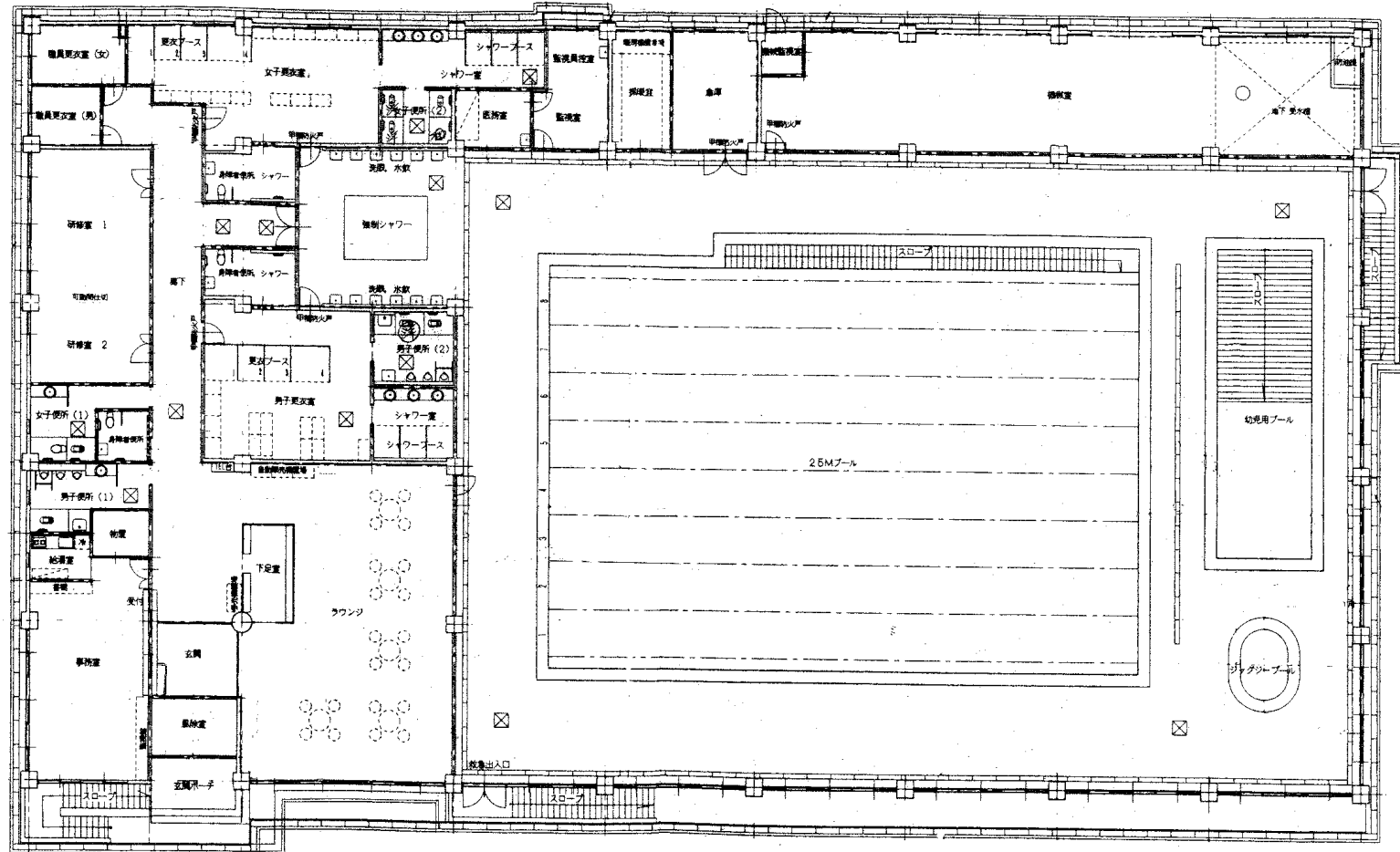
別紙資料1 (総合体育館 第1体育館平面図)



別紙資料 1 (総合体育館 第2体育館平面図)

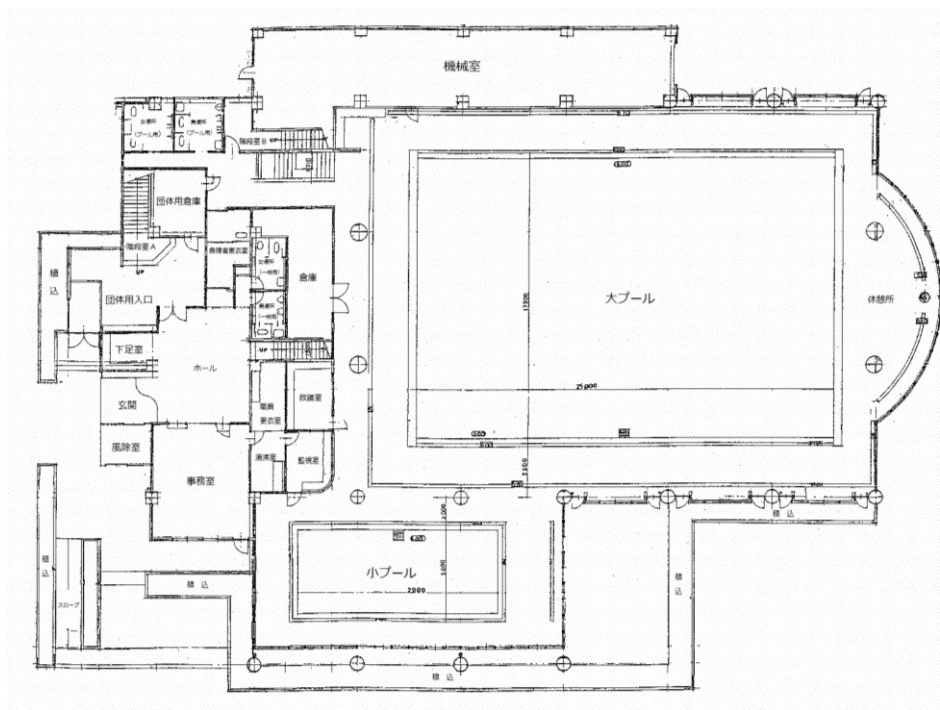


別紙資料 1 (菖蒲温水プール平面図)

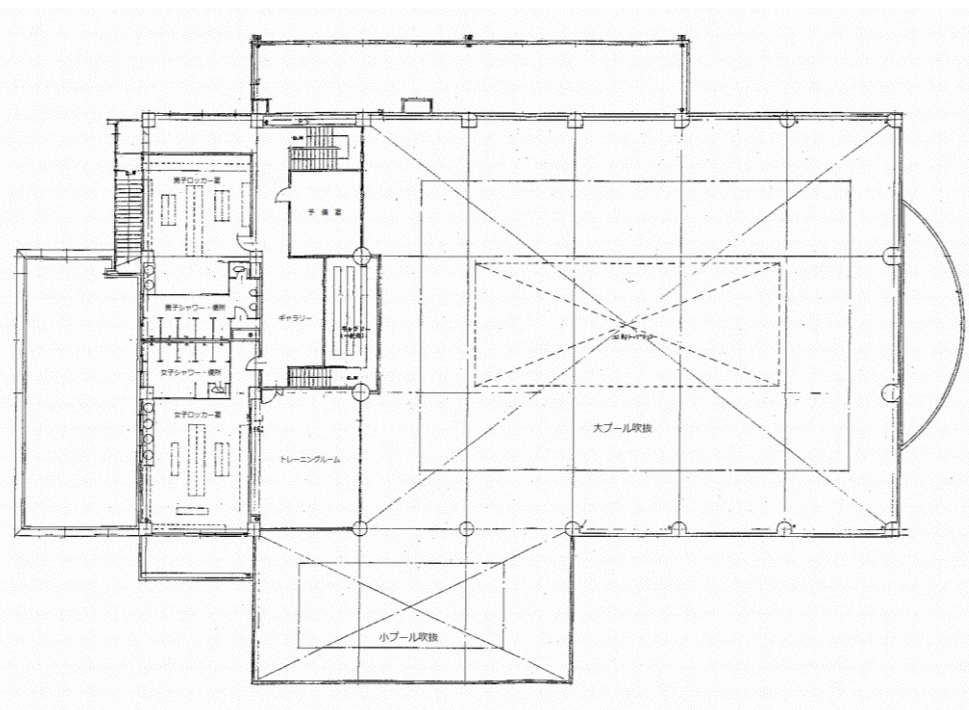


別紙資料1 (鷺宮温水プール平面図)

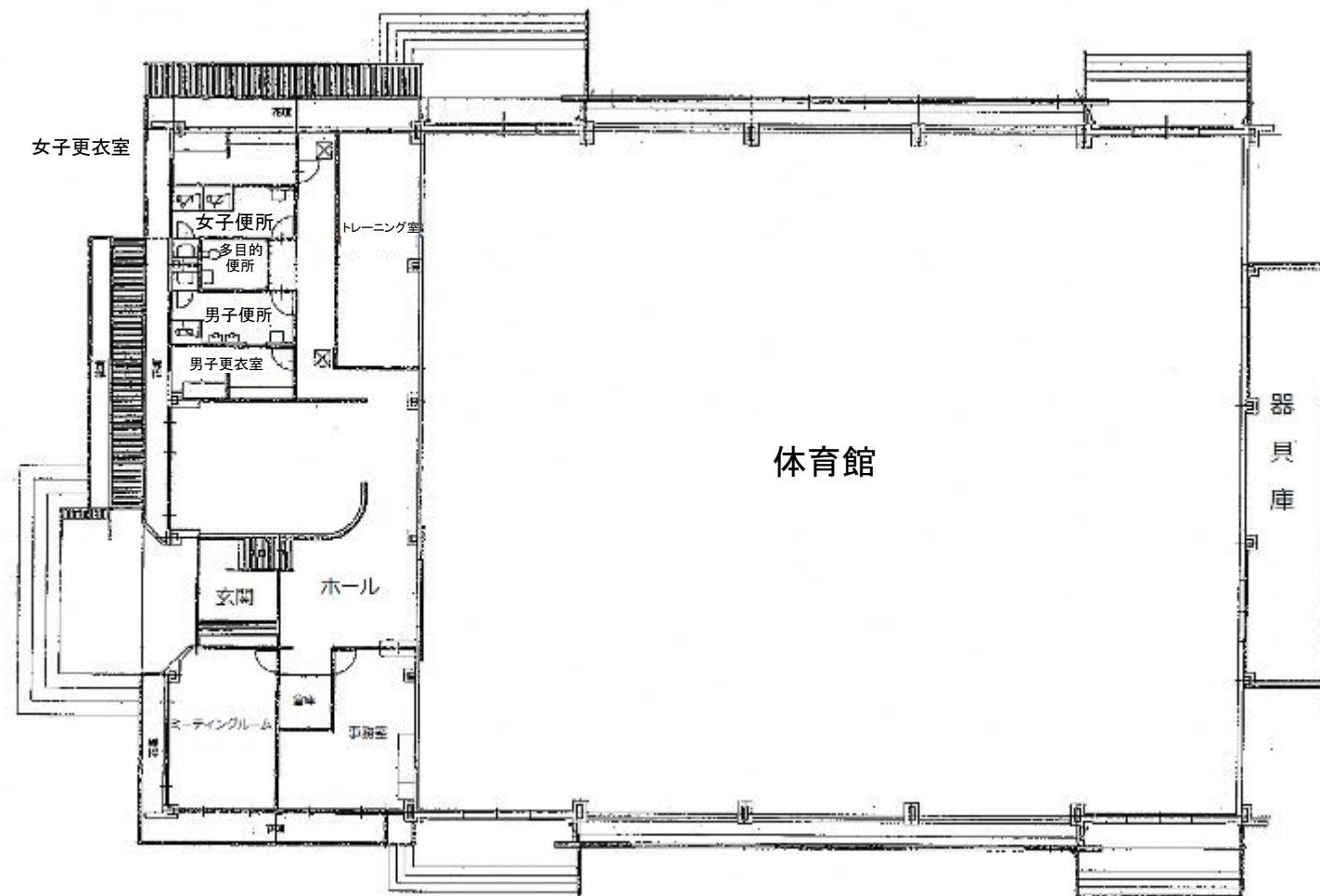
【1階】



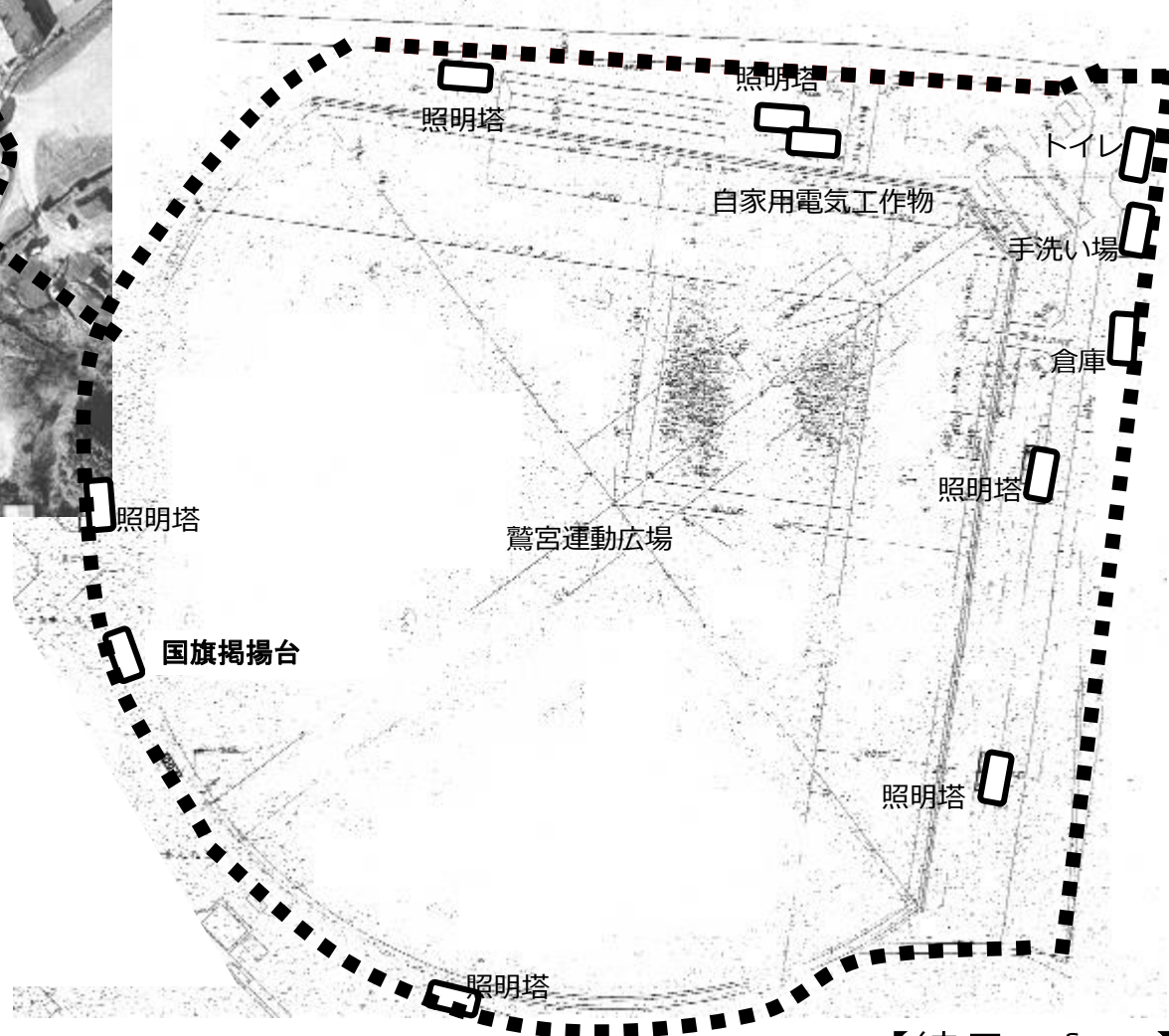
【2階】



別紙資料 1 (鷺宮体育センター平面図)

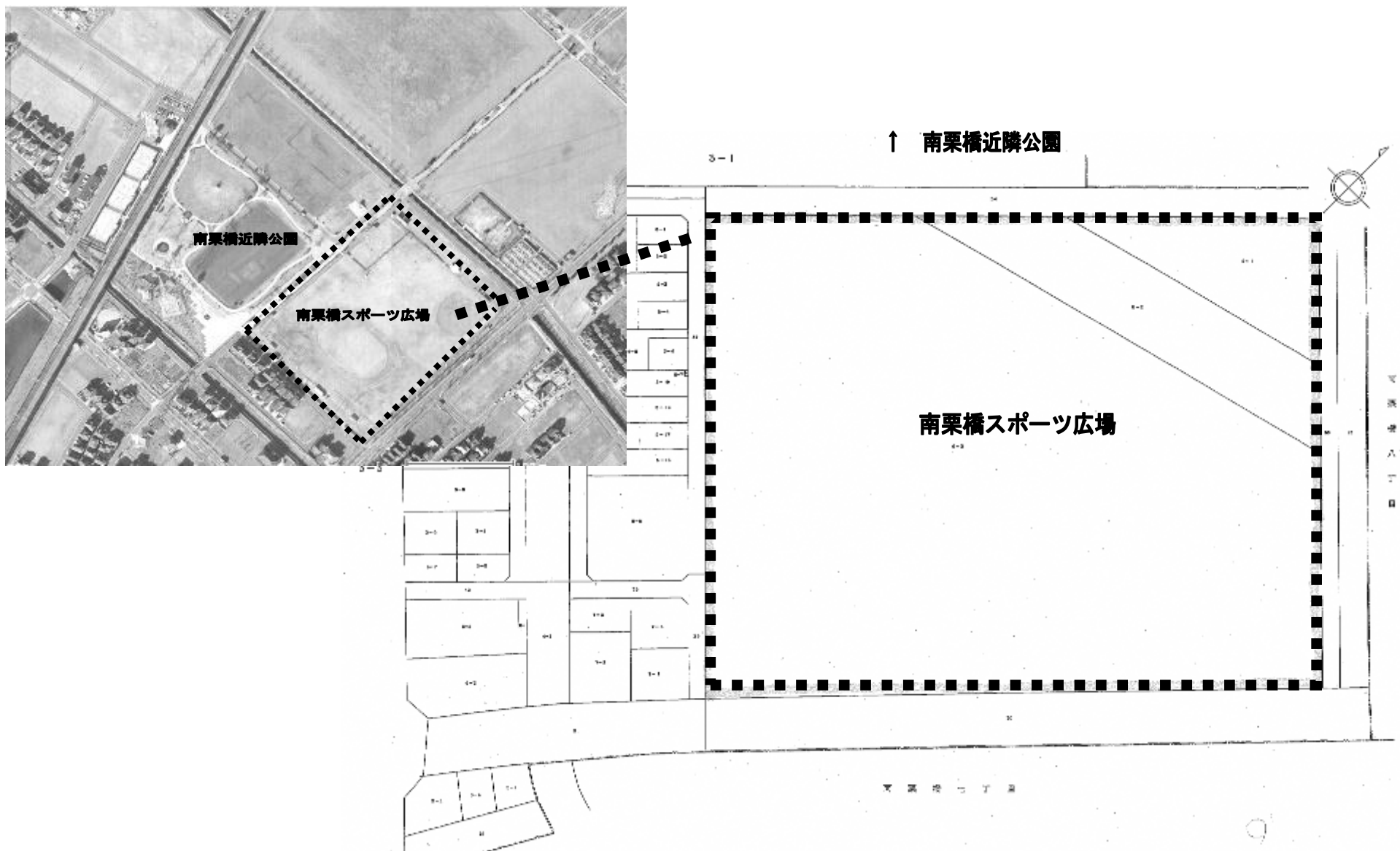


別紙資料 1 (鷺宮運動広場平面図)

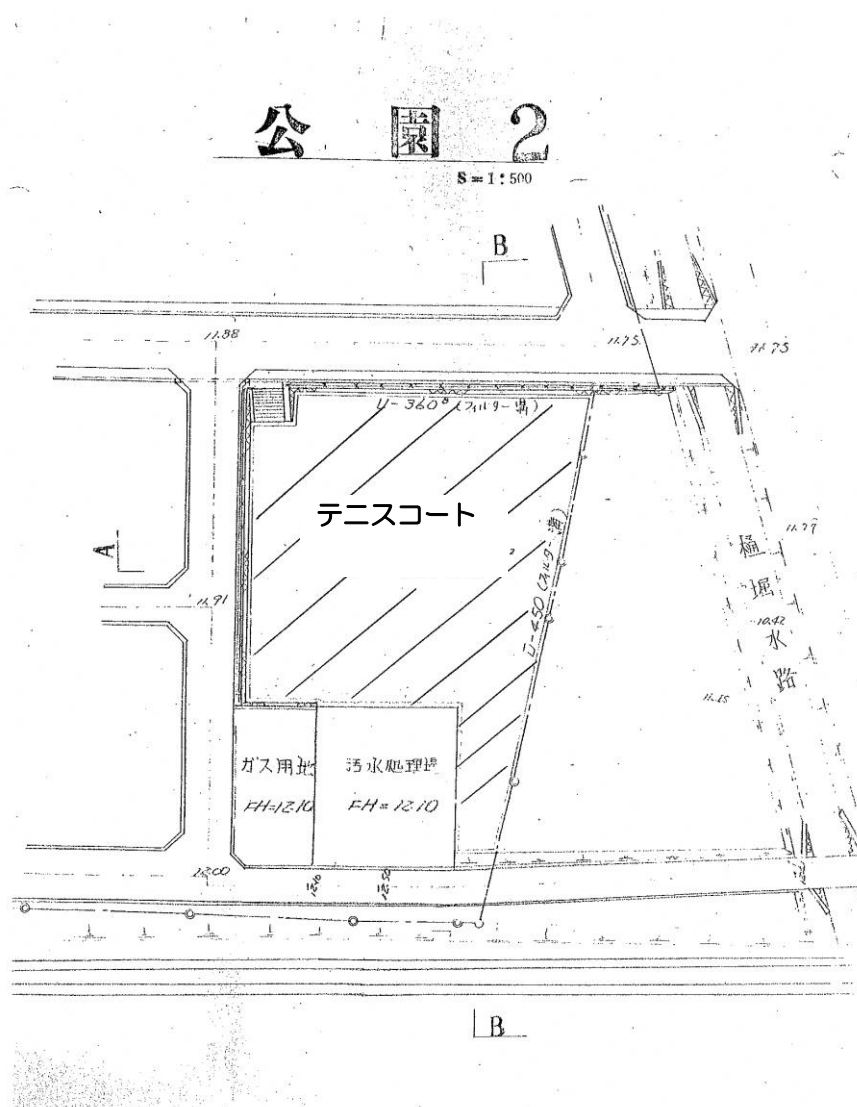


【縮尺：free】

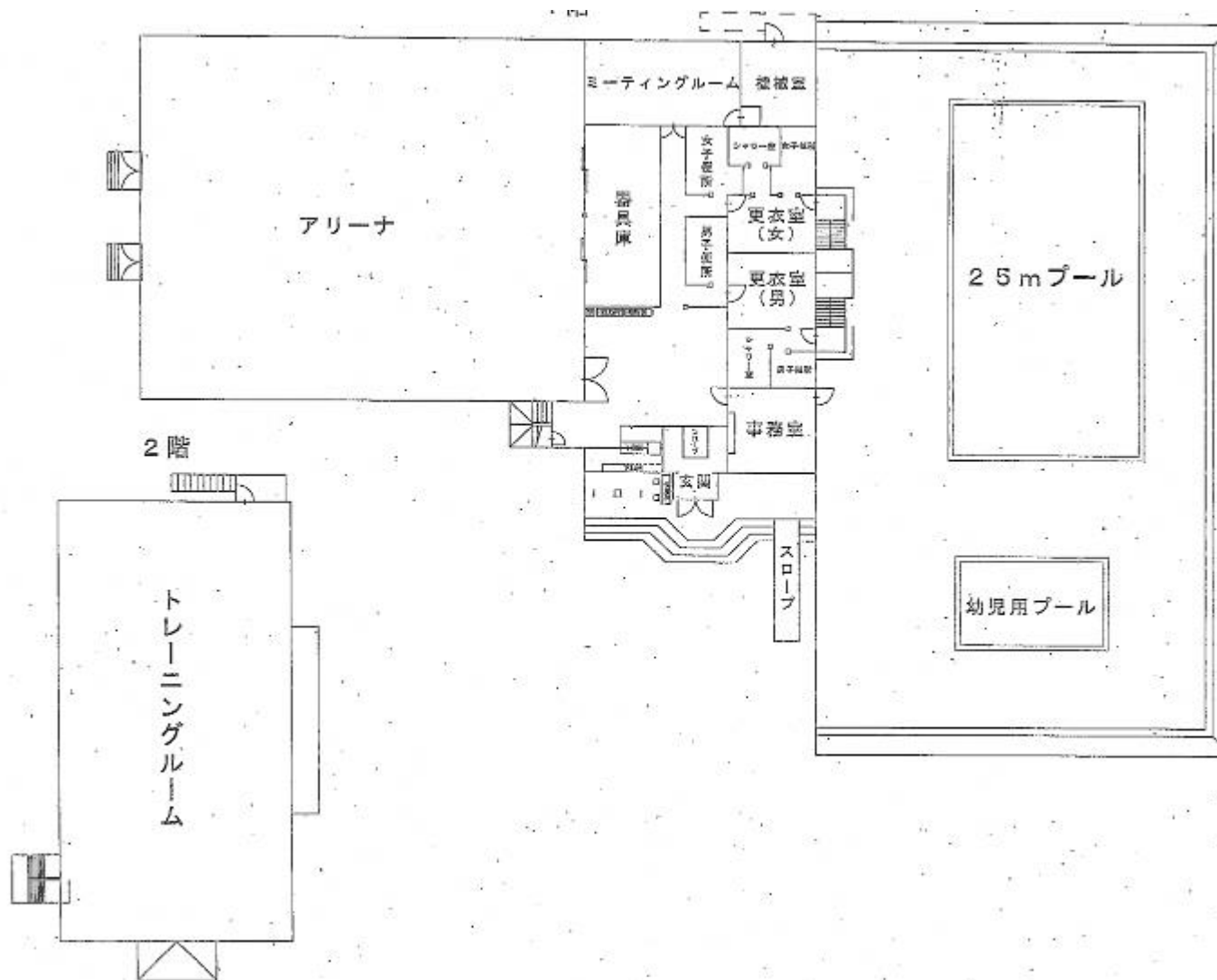
別紙資料 1 (南栗橋スポーツ広場平面図)



別紙資料1 (緑1丁目テニスコート平面図)

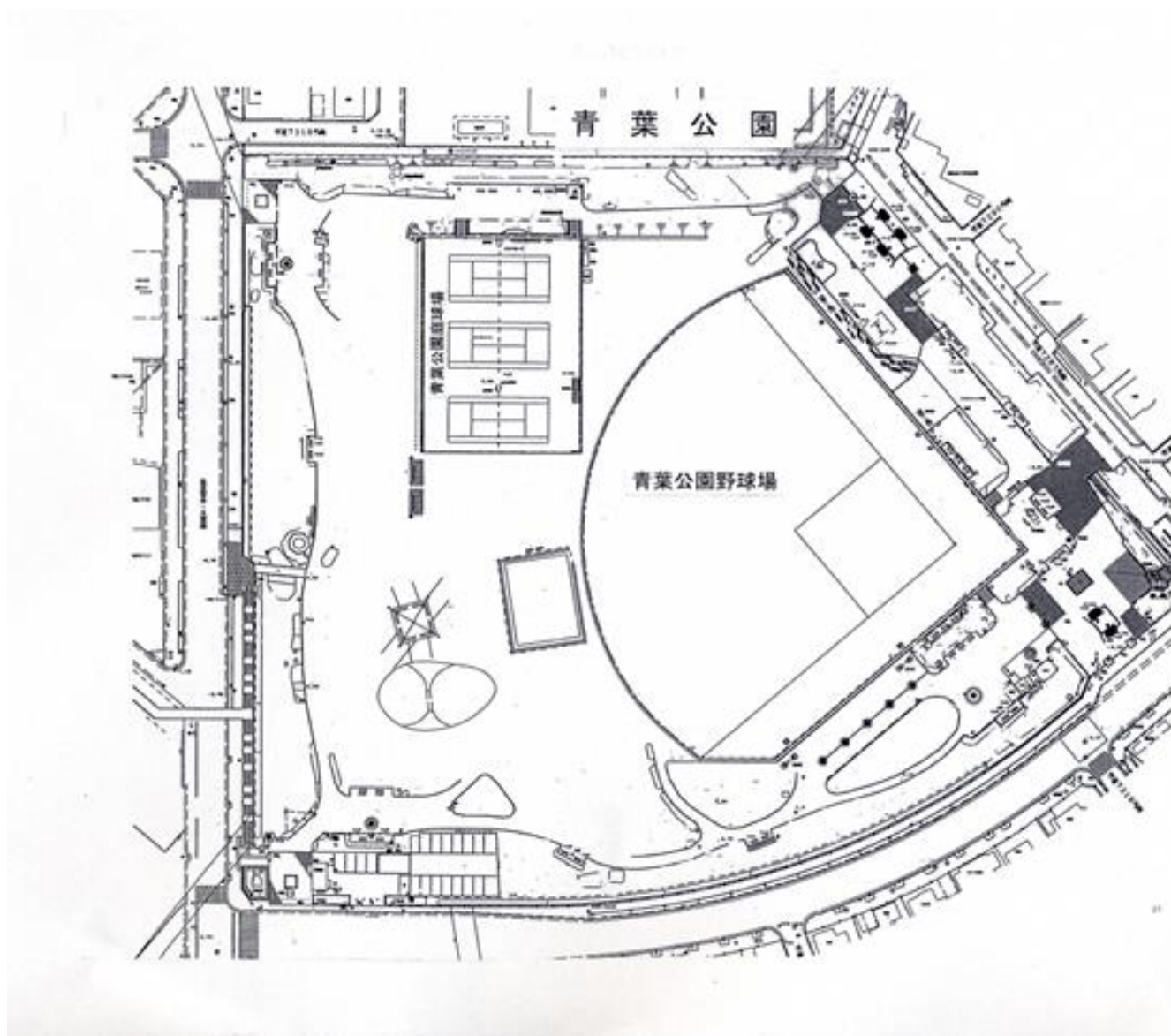


別紙資料 1 (栗橋 B & G 海洋センター平面図)

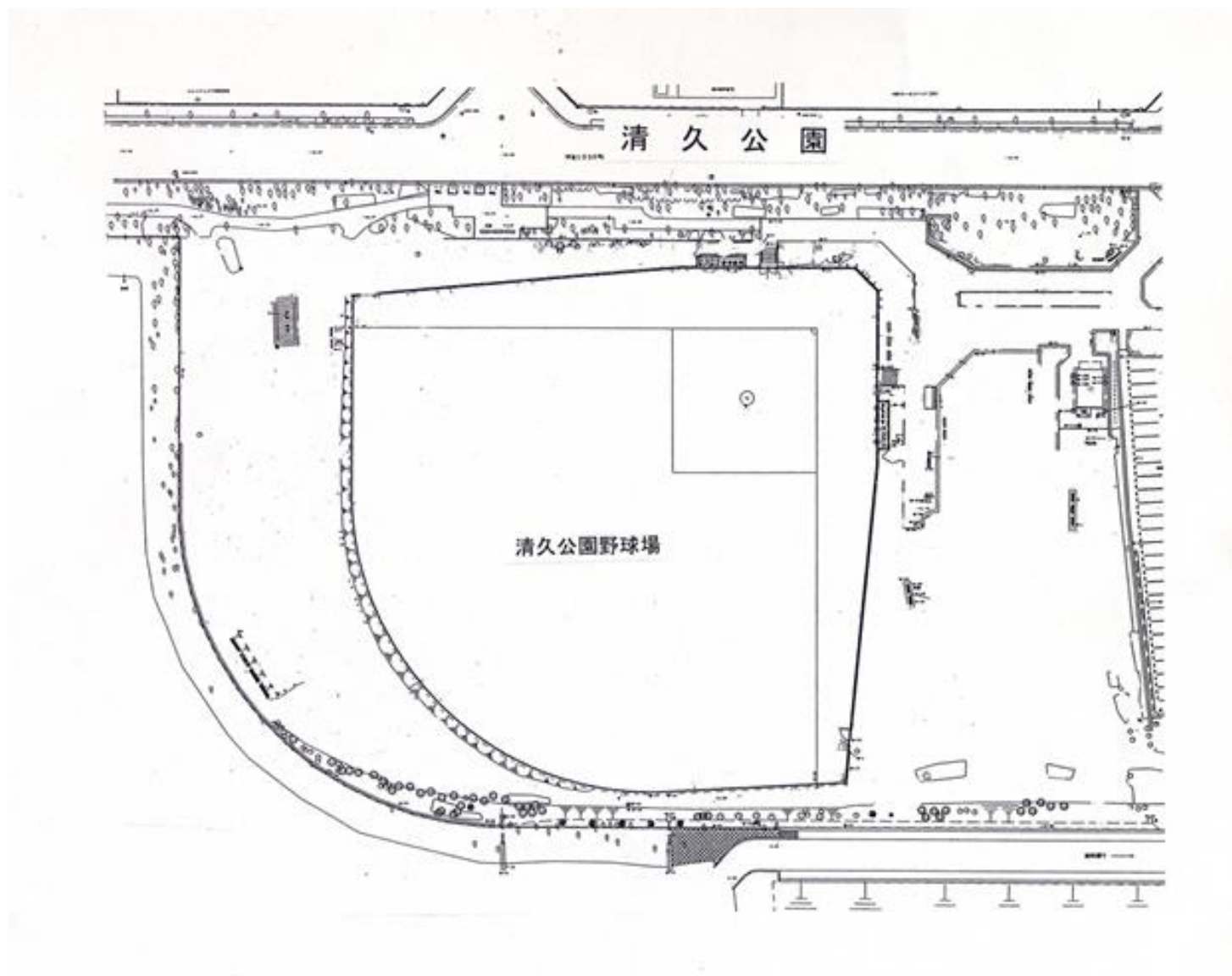




別紙資料1 (青葉公園平面図)

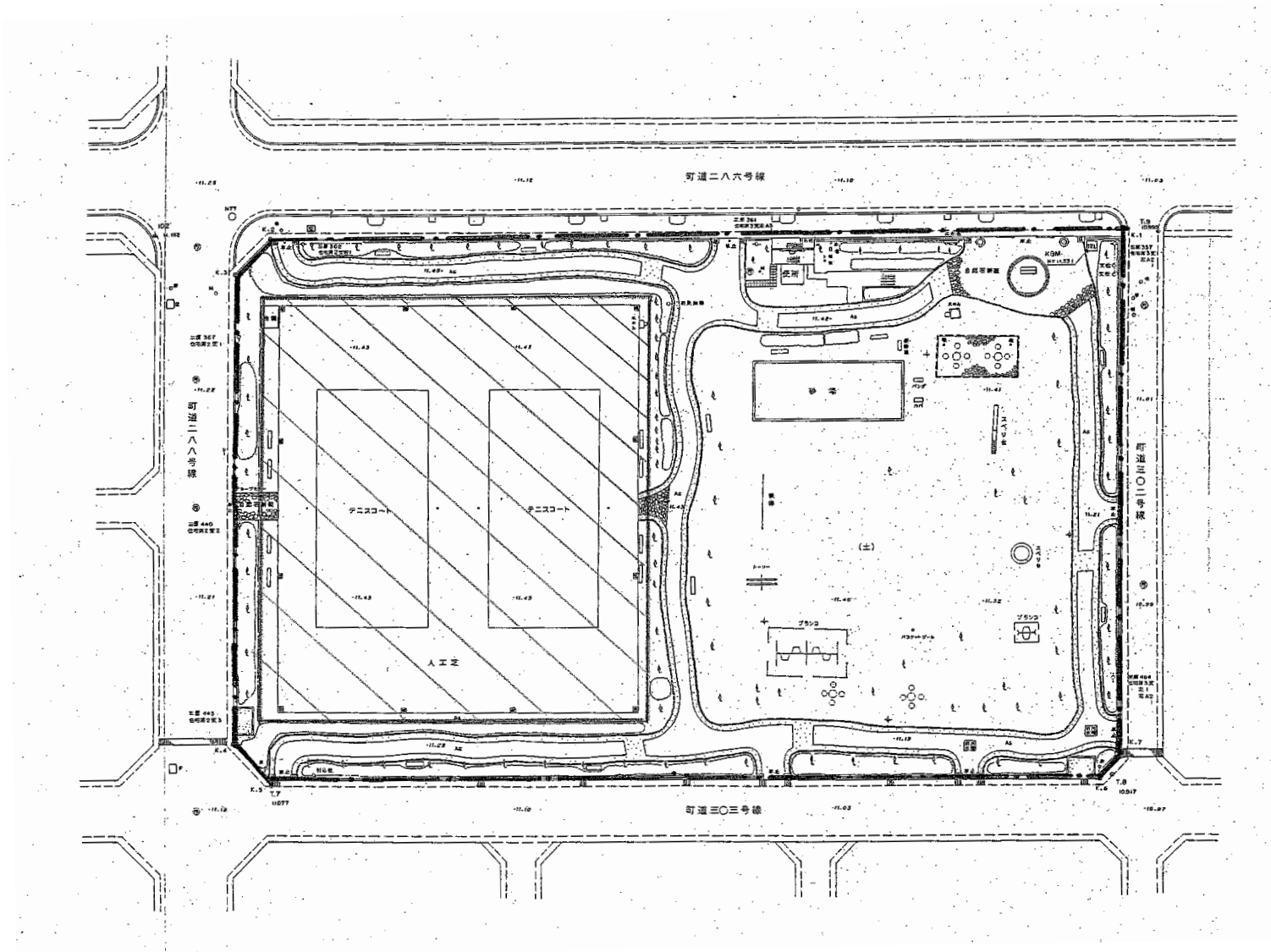


別紙資料 1 (清久公園平面図)

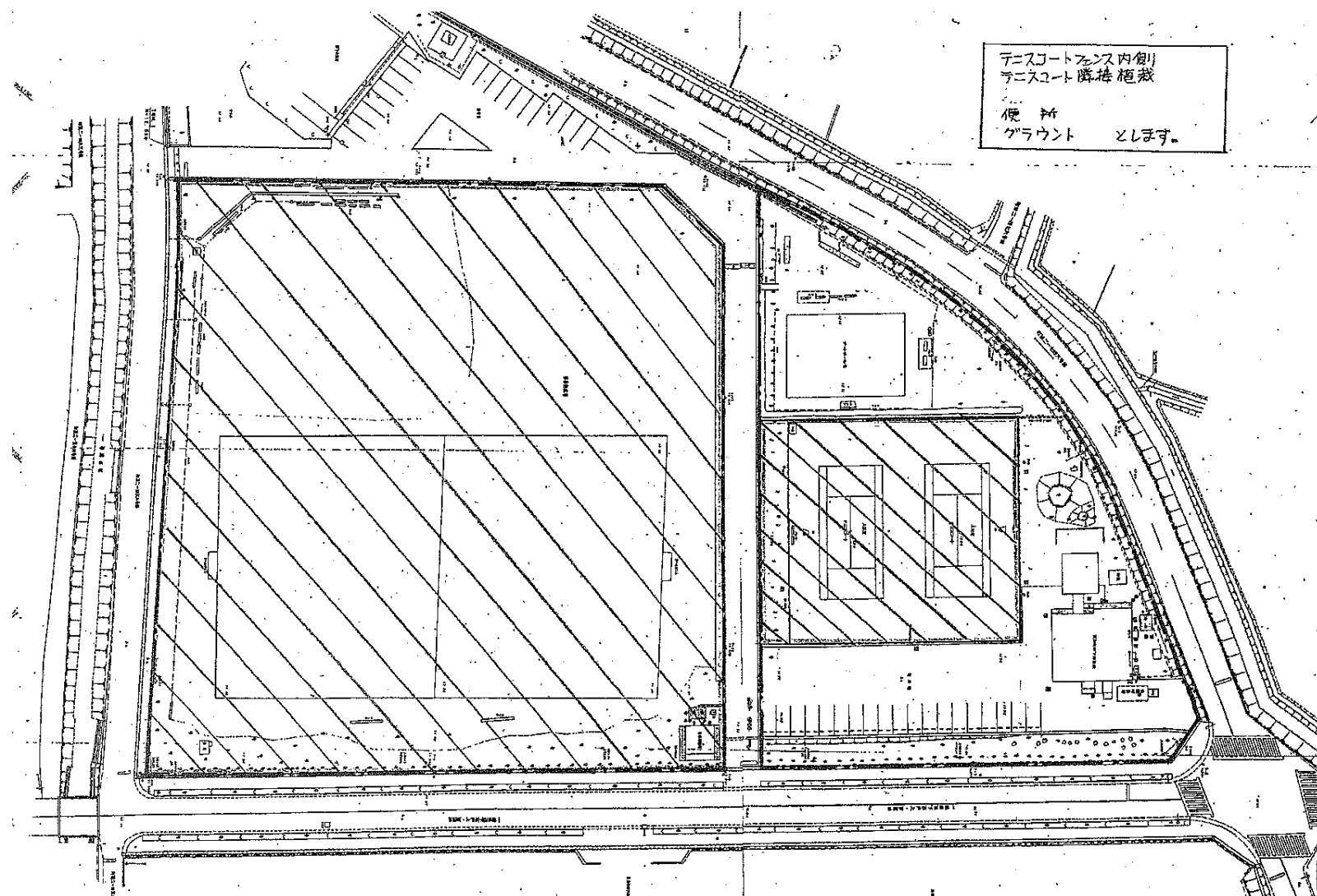


【縮尺 : free】

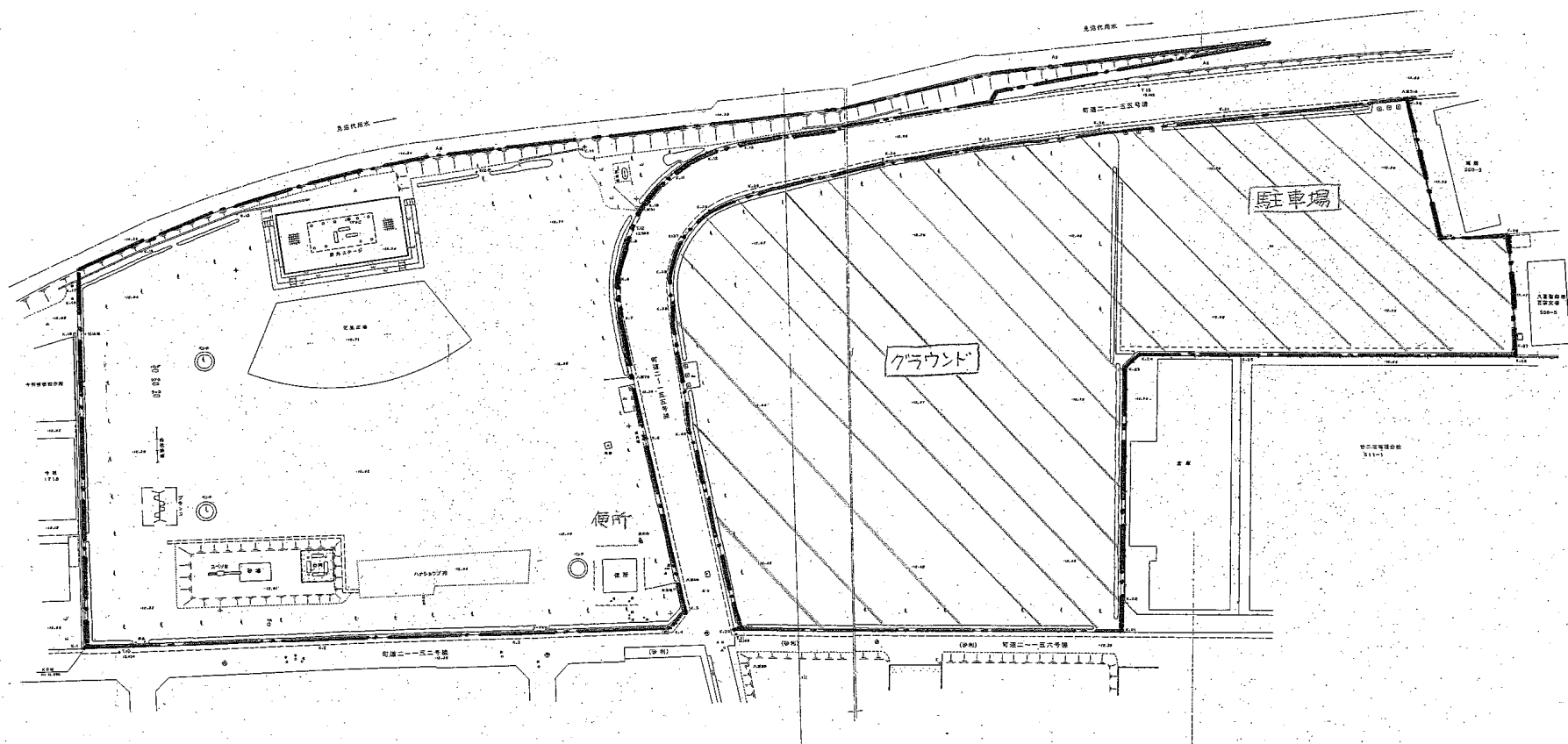
別紙資料1 (寺田公園平面図)



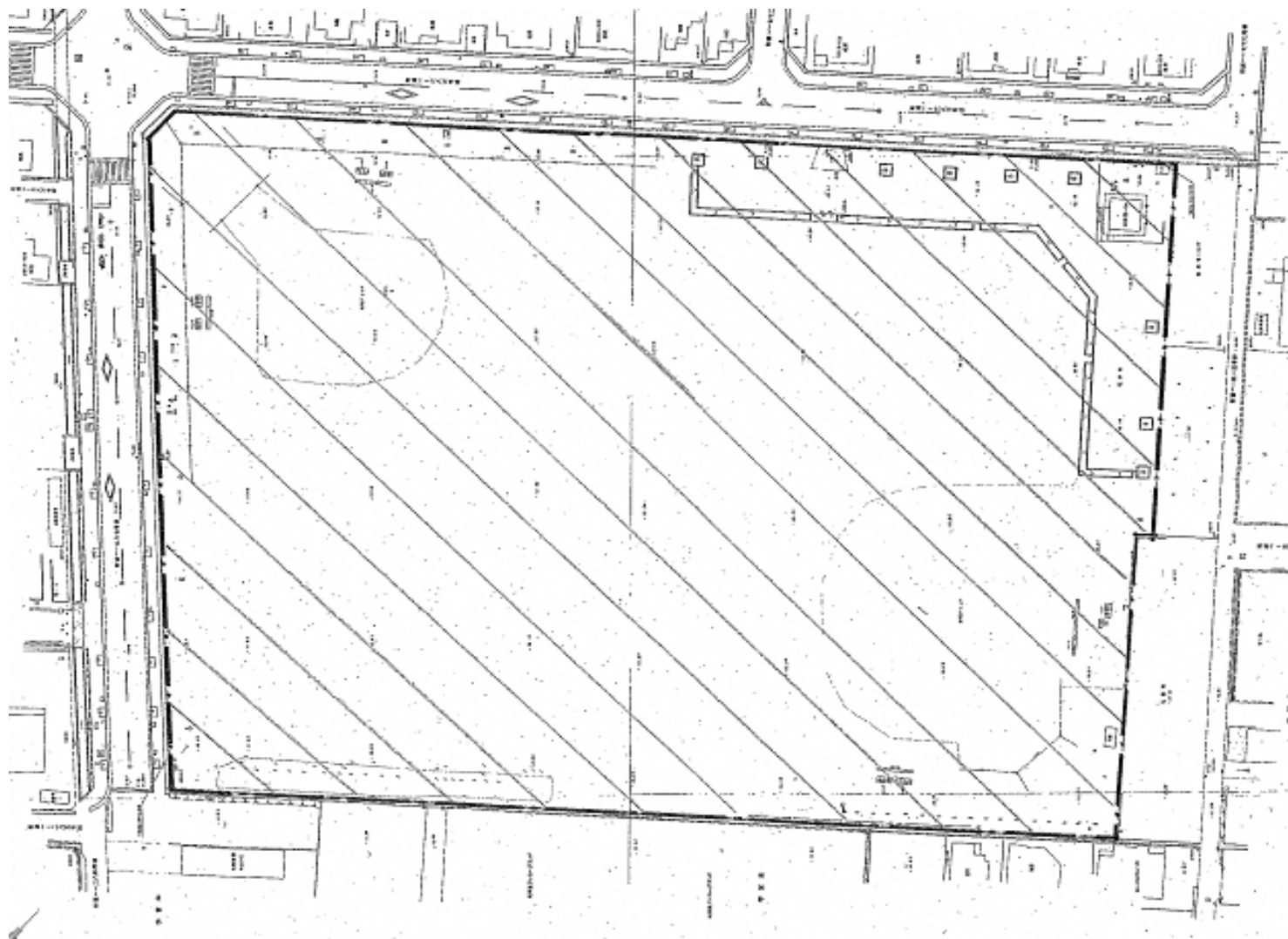
別紙資料 1 (森下緑地グラウンド平面図)



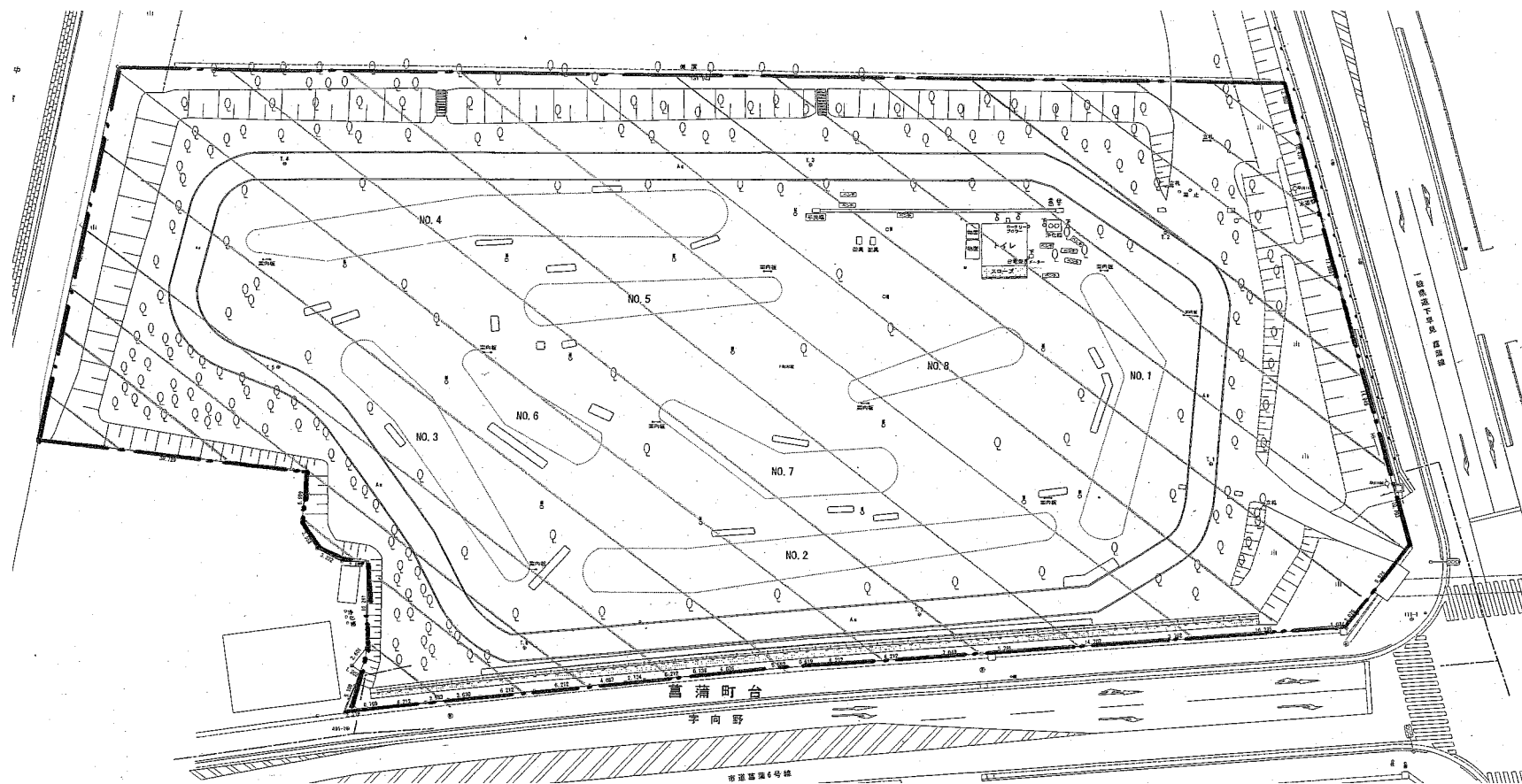
別紙資料1 (あやめ公園平面図)



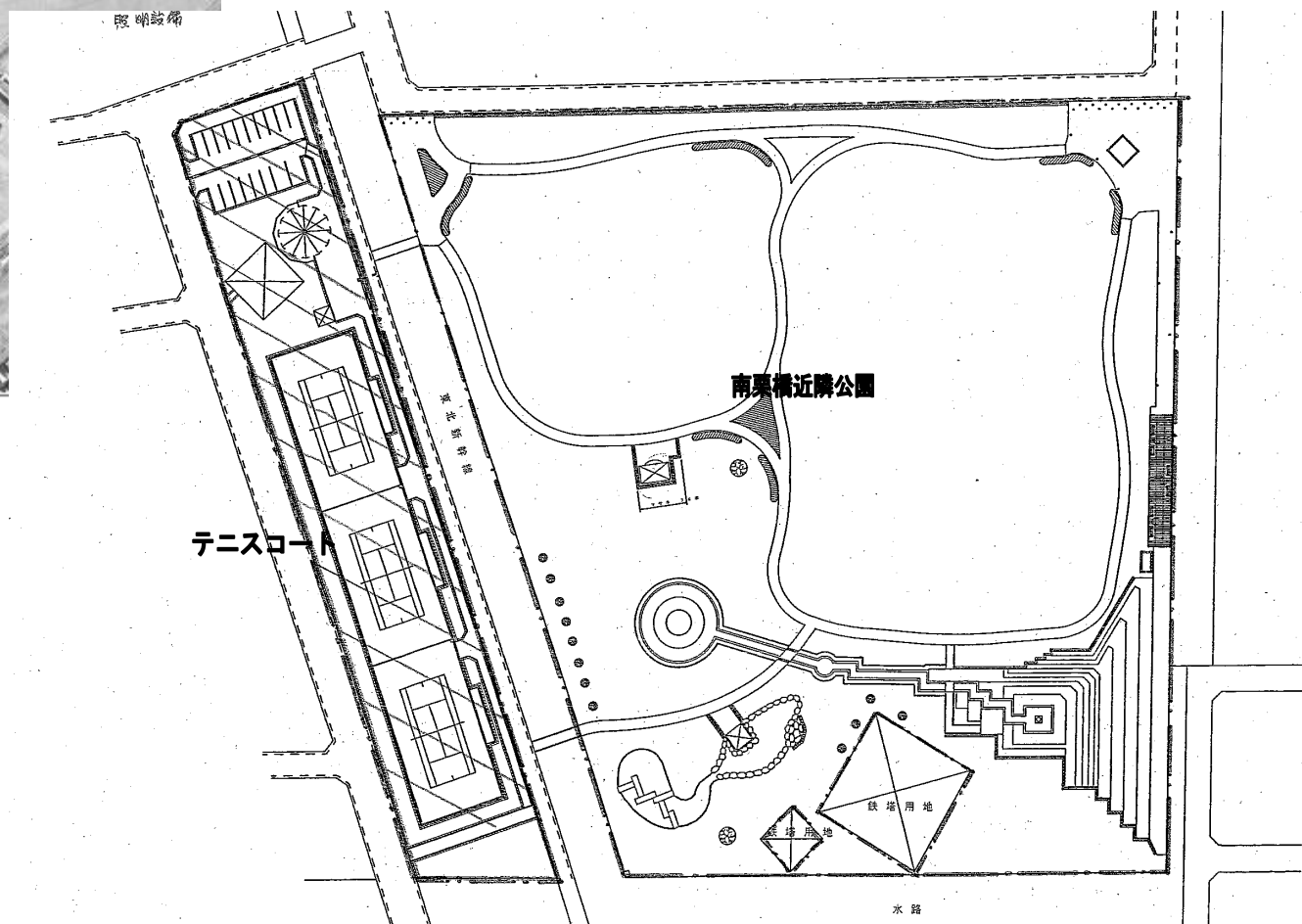
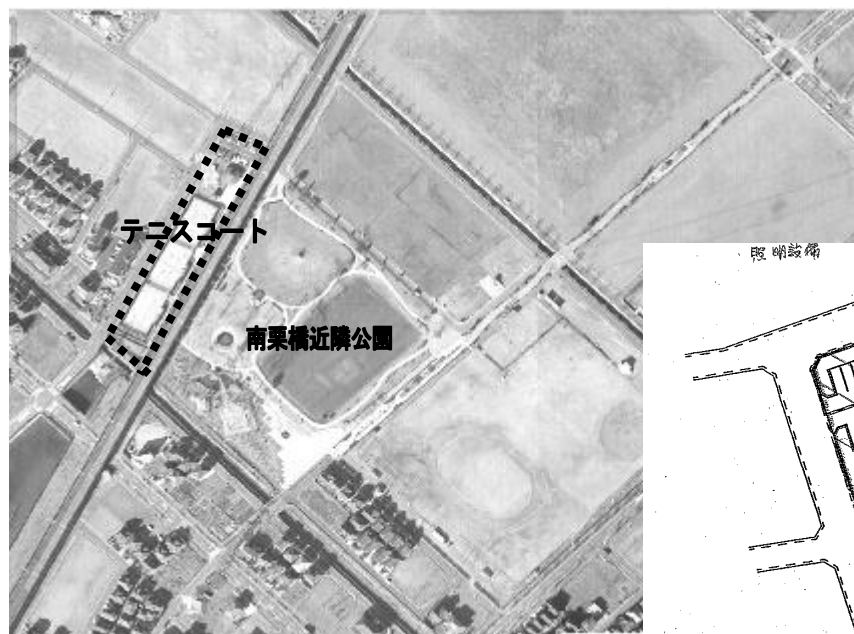
別紙資料 1 (寺田緑地グラウンド平面図)



別紙資料1 (ふれあい広場平面図)



別紙資料 1 (南栗橋近隣公園平面図)

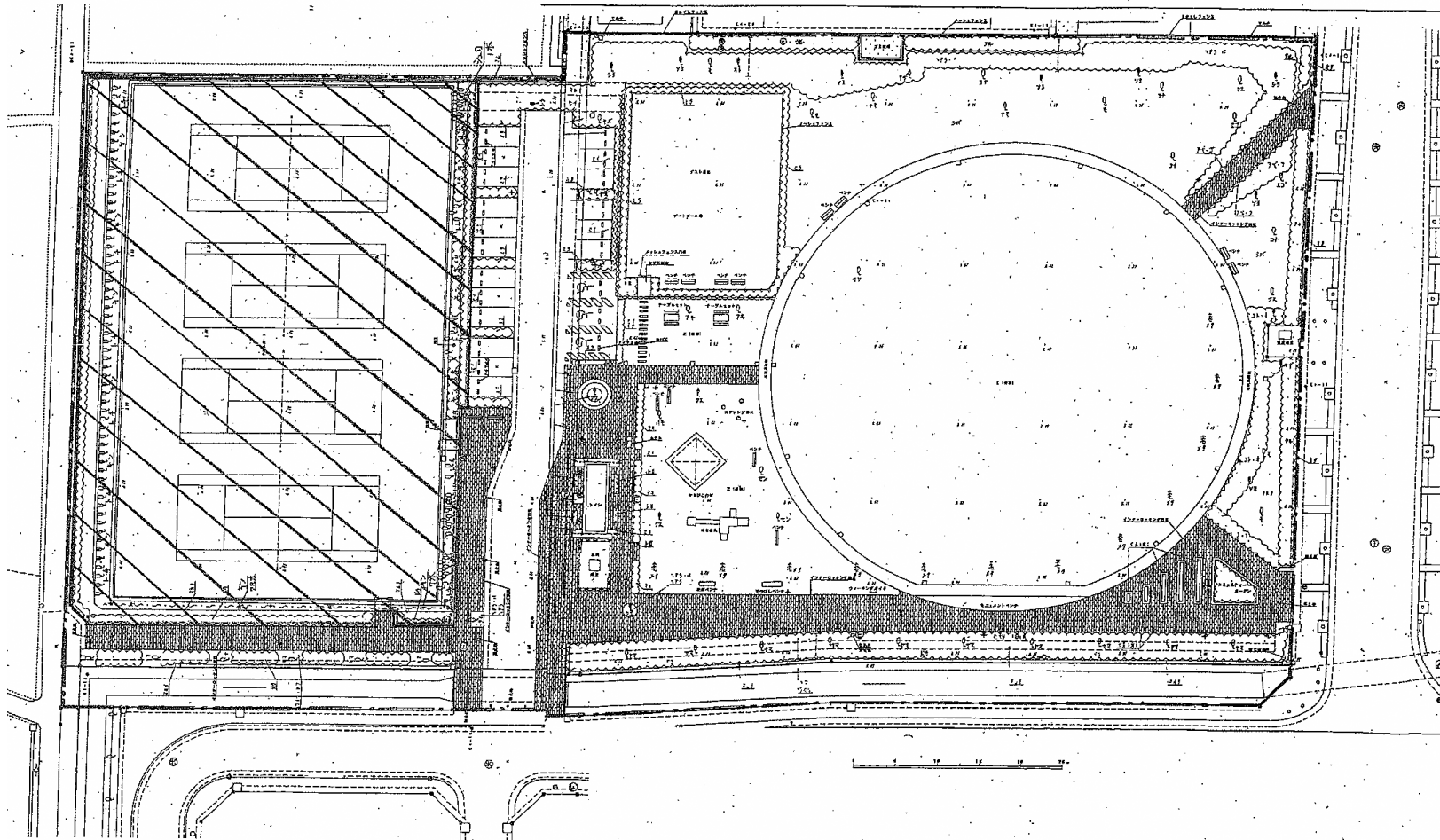


【縮尺 : free】

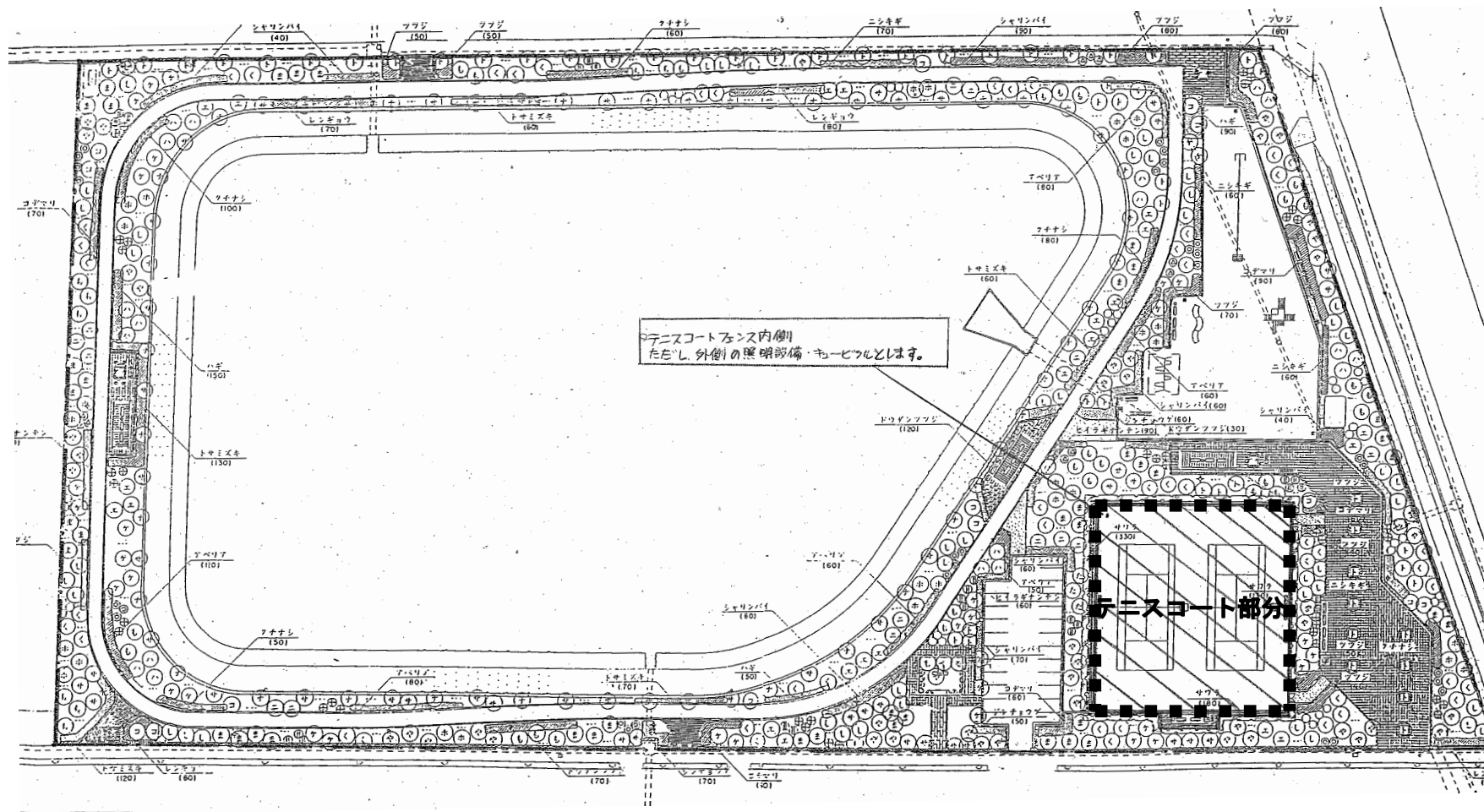
別紙資料 1 (桜田運動公園平面図)

テニスコート内側及び
フェンス外側の一部植栽
をします。

植栽平面図



別紙資料 1 (沼井公園平面図)



総合体育館及び体育施設の休館・休場日及び利用時間

施設名		休館・休場日	利用時間
総合体育館	第1体育館	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第4火曜日（この日が祝日の場合は翌日） 年末年始(12月29日から1月3日まで) 	午前9時から午後9時まで
	第2体育館	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第4水曜日（この日が祝日の場合は翌日） 年末年始(12月29日から1月3日まで) 	午前9時から午後9時まで
菖蒲温水プール		<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2火曜日（この日が祝日の場合は別に定める日） 年末年始(12月28日から1月4日まで) 	午前9時から午後9時まで ※1回あたりの利用（入館から退館まで）は3時間まで
鷺宮温水プール		<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2水曜日（この日が祝日の場合は別に定める日） 年末年始(12月28日から1月4日まで) 	午前9時から午後9時まで ※1回あたりの利用（入館から退館まで）は3時間まで
鷺宮体育センター		<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2水曜日（この日が祝日の場合は別に定める日） 年末年始(12月28日から1月4日まで) 	午前9時から午後9時まで
鷺宮運動広場		<ul style="list-style-type: none"> 年末年始(12月29日から1月3日まで) 	午前9時から午後9時まで
南栗橋スポーツ広場		<ul style="list-style-type: none"> 年末年始(12月29日から1月3日まで) 	午前9時から午後6時まで
栗橋B&G海洋センター	体育館	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第2火曜日（この日が祝日の場合は別に定める日） 年末年始(12月28日から1月4日まで) 	午前9時から午後9時まで
	プール	<ul style="list-style-type: none"> なし 	6月1日から9月30日までで市長が定める期間 午前9時から午後9時まで ※1回あたりの利用（入館から退館まで）は3時間まで
緑1丁目テニス場		<ul style="list-style-type: none"> 年末年始(12月29日から1月3日まで) 	午前9時から午後6時まで

※祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

有料公園施設等の利用期間及び利用時間

施設名		利用期間	利用時間
総合運動公園	市民グラウンド	1月4日から12月28日まで	午前8時から午後6時まで
	多目的広場		午前6時から午後6時まで
	ゲートボール場		午前8時から午後6時まで
	テニスコート		午前8時から午後9時まで
	市民プール	休止中	休止中
青葉公園	野球場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後9時まで
	テニスコート		
清久公園	野球場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後6時まで
寺田公園	テニスコート	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで (4月1日から9月30日までの期間は午前8時から午後6時まで)
森下緑地グラウンド	テニスコート	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後9時まで
	グラウンド	1月1日から12月31日まで	午前8時から午後5時まで (4月1日から9月30日までの期間は午前6時から午後6時まで)
あやめ公園	運動広場	1月1日から12月31日まで	午前8時から午後5時まで (4月1日から9月30日までの期間は午前6時から午後6時まで)
寺田緑地グラウンド	グラウンド	1月1日から12月31日まで	
ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	1月1日から12月31日まで	
南栗橋近隣公園	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで
桜田運動公園	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後7時まで
沼井公園	テニスコート	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで

各施設の利用料金表

(1) 総合体育館使用料

施設名	区分	利用単位	利用者区分	利用料金	
第1体育館	メインアリーナ	全面使用	全面	1時間	一般 4,600円
			全面	1時間	高校生以下 2,300円
		バスケットボールコート	1面	1時間	一般 1,900円
			1面	1時間	高校生以下 950円
		バレーボールコート	1面	1時間	一般 1,200円
			1面	1時間	高校生以下 600円
		バドミントンコート	1面	1時間	一般 400円
			1面	1時間	高校生以下 200円
		卓球台	1台	1時間	一般 400円
			1台	1時間	高校生以下 200円
	武道場	全面	全面	1時間	一般 1,200円
			全面	1時間	高校生以下 600円
		半面	半面	1時間	一般 600円
			半面	1時間	高校生以下 300円
	多目的ホール	全面使用	全面	1時間	一般 500円
			全面	1時間	高校生以下 250円
		卓球台	1台	1時間	一般 400円
			1台	1時間	高校生以下 200円
	トレーニング室	1人	1人	1回	一般 500円
			1人	1回	高校生以下 250円
		1人	1人	2時間	一般 400円
1人			2時間	高校生以下 200円	
1人		1人	1時間	一般 200円	
		1人	1時間	高校生以下 100円	
会議室	全面	全面	1時間	一般 200円	
		全面	1時間	高校生以下 100円	
	半面	半面	1時間	一般 100円	
		半面	1時間	高校生以下 50円	
第2体育館	アリーナ	全面使用	全面	1時間	一般 1,000円
			全面	1時間	高校生以下 500円
		半面使用	半面	1時間	一般 500円
			半面	1時間	高校生以下 250円
		バドミントンコート	1面	1時間	一般 300円
			1面	1時間	高校生以下 150円
		卓球台	1台	1時間	一般 300円
			1台	1時間	高校生以下 150円
		バレーボールコート	1面	1時間	一般 500円
			1面	1時間	高校生以下 250円
		バスケットボールコート	1面	1時間	一般 500円
			1面	1時間	高校生以下 250円

備考

- 1 「高校生以下」とは、義務教育就学前の乳幼児、小・中学校の児童、生徒及び高等学校の生徒並びにこれらの者をもって構成する団体をいい、「一般」とは、高校生以下以外のものをいう。
- 2 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示があったもの及び当該障害者に現に付き添って介護をしている者(障害者1人について当該介護者1人に限る。)並びに障害者又はその介護者で組織する団体が利用する場合は、利用料金に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 「1回」とは、午前(午前9時から午後0時30分)、午後(午後1時30分から午後4時30分)及び夜間(午後5時30分から午後9時)の内の1回をいう。

割増利用料金

市外利用権利者の場合	市外の者が利用する場合又は市外の者を主たる対象として利用する場合の割増利用料金は、基本利用料金に1を乗じて得た額
入場料金を徴収する場合	利用権利者が入場料金等(入場料その他これらに類する料金をいう。以下同じ。)を徴収する場合の割増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金等(消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、当該消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。)に100を乗じて得た額

備考

- 1 割増利用料金の算出に当たり、それぞれの場合が重複するときは、該当する額を加算するものとする。
- 2 「市外の者」とは、次に掲げる者以外の者をいう。
 - ア 市内に住所を有し、又は勤務する者
 - イ 市内の学校の児童、生徒若しくは学生又はこれらの者をもって構成する団体
 - ウ 加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する者

総合体育館 附属設備 利用料金

施設名	附属設備名	単位	利用料金 (1回につき)
第1体育館	放送設備(固定式)	1式	1,000円
	放送設備(移動式)	1式	1,000円
	電光得点表示盤	1式	1,000円
	温水シャワー	1回	100円
第1体育館及び第2体育館	電源(営業用)	1回	1,000円
	電源(営業用以外)	1回	200円

(2) 各プール使用料（個人使用料）

施設名	貸出単位	利用者区分	使用料
菖蒲温水プール	1回	一般	400円
		市内在住の65歳以上	200円
		小・中学生	200円
		幼児	無料
鷺宮温水プール	1回	一般	400円
		市内在住の65歳以上	200円
		小・中学生	200円
		幼児	無料
栗橋B&G海洋センター (プール)	1回	一般	200円
		市内在住の65歳以上	100円
		小・中学生	100円
		幼児	無料

(3) 温水プール占有使用料

施設名	貸出単位	利用者区分	使用料
温水プール（菖蒲・鷺宮）	1コースにつき	一般	4,000円
	1コースにつき	小・中学生	2,000円
温水プール（鷺宮）	幼児プール半面	幼児	1,000円

※ 「占有使用料」とは、登録団体が1つのコースをその構成員のみで利用する場合の使用料をいう。
 ※ 占有使用をすることができるのは、プール開催事業や歩行・遊泳コース確保に支障のない範囲で、1団体1回につき10人以上、3時間以内、3コースまでを限度とする。

(4) 鷺宮体育センター、栗橋B&G海洋センター（体育館）使用料

施設名	利用区分	利用単位	利用者区分	使用料
鷺宮体育センター	全面	1時間	一般	600円
			高校生以下	300円
	半面		一般	300円
			高校生以下	150円
	4分の1面		一般	200円
			高校生以下	100円
栗橋B&G海洋センター (体育館：第1体育室)	全面	1時間	一般	600円
			高校生以下	300円
	半面		一般	300円
			高校生以下	150円
(体育館：第2体育室)	/	1時間	一般	300円
			高校生以下	150円
(体育館：ミーティングルーム)	/	1時間	一般	100円
			高校生以下	50円

(5) 鷺宮運動広場、南栗橋スポーツ広場及び緑1丁目テニス場使用料

施設名	利用区分	利用単位	利用者区分	使用料
鷺宮運動広場	全面	1時間	一般	500円
			高校生以下	250円
南栗橋スポーツ広場	全面	1時間	一般	900円
			高校生以下	450円
	トラック (B・C面)		一般	600円
			高校生以下	300円
	A面		一般	300円
			高校生以下	150円
	B面		一般	300円
			高校生以下	150円
C面	一般	300円		
	高校生以下	150円		
ゲートボール		無料		
緑1丁目テニス場	1面	1時間		無料

(6) 鷺宮運動広場夜間照明の使用料

	利用単位	利用者区分	使用料
鷺宮運動広場	1時間	一般	2,500円
		高校生以下	1,250円

【(2)～(6) 共通事項】

- ※1 「幼児」とは、義務教育就学前の者をいう。幼児が利用する場合は付添人を必要とする。ただし、付添人は有料。
- ※2 「小・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。
- ※3 「高校生以下」とは、義務教育就学前の乳幼児、小・中学生の児童、生徒及び高等学校の生徒並びにこれらの者をもって構成する団体をいう。
- ※4 「一般」とは、「高校生以下」以外の者をいう。
- ※5 久喜市に住所を有する者（市内への通勤、通学者含む）又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町に住所を有する者以外の使用料は上記の2倍とする。
- ※6 障害者基本法第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示があったもの及び当該障がい者に現に付き添って介護をしている者（障がい者1人について当該介護者1人に限る。）並びに障がい者又はその介護者で組織する団体が利用するときの使用料は、免除とする。

(7) その他（菖蒲温水プール及び鷺宮温水プールのプリペイドカード）

プリペイドカードの種類	金額
8,000円券（8,800円相当）	8,000円
4,000円券（4,400円相当）	4,000円
2,000円券（2,200円相当）	2,000円

(8) 有料公園施設等の使用料

施設名		利用単位		区分	使用料	
総合運動公園	市民グラウンド	1面	午前 (午前8時~正午)	一般	2,000円	
				高校生以下	1,000円	
	多目的広場	1面	午後 (正午~午後6時)	3時間	無料	
				無料		
	ゲートボール場	1面	午前 (午前8時~正午) 午後 (正午~午後6時)	無料		
テニスコート	1面	2時間	一般	1,000円		
			高校生以下	500円		
青葉公園	野球場	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
	テニスコート	1面	2時間	無料		
清久公園	野球場	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
寺田公園	テニスコート	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
森下緑地グラウンド	テニスコート	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
	グラウンド	1面	1時間	無料		
あやめ公園	運動広場	1面	1時間	無料		
寺田緑地グラウンド	グラウンド	1面	1時間	無料		
ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	1面	1時間	無料		
南栗橋近隣公園	テニスコート	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
桜田運動公園	テニスコート	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	
沼井公園	テニスコート	1面	1時間	一般	500円	
				高校生以下	250円	

(9) 夜間照明の使用料

施設名		附属設備	利用単位		区分	料金
総合運動公園	テニスコート	照明	1面	1時間	一般	200円
					高校生以下	100円
青葉公園	野球場	照明	1面	1時間	一般	1,500円
					高校生以下	750円
	テニスコート	照明	1面	1時間	一般	200円
					高校生以下	100円
森下緑地グラウンド	テニスコート	照明	1面	1時間	一般	200円
					高校生以下	100円
南栗橋近隣公園	テニスコート	照明	1面	1時間	一般	200円
					高校生以下	100円
沼井公園	テニスコート	照明	1面	1時間	一般	200円
					高校生以下	100円

【(8)～(9) 共通事項】

- ※1 「高校生以下」とは、義務教育就学前の乳幼児、小・中学生の児童、生徒及び高等学校の生徒並びにこれらの者をもって構成する団体をいう。
- ※2 「一般」とは、「高校生以下」以外の者をいう。
- ※3 久喜市に住所を有する者（市内への通勤、通学者含む）又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町に住所を有する者以外の使用料は上記の2倍とする。
- ※6 障害者基本法第2条に規定する障害者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示があったもの及び当該障がい者に現に付き添って介護をしている者（障がい者1人について当該介護者1人に限る。）並びに障がい者又はその介護者で組織する団体が利用するときの使用料は2分の1とする。

総合体育館及び体育施設の利用状況（3 年）

施設名		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		平均	
		利用人数 (人)	使用料収入 (円)	利用人数 (人)	使用料収入 (円)	利用人数 (人)	使用料収入 (円)	利用人数 (人)	使用料収入 (円)
総合体育館	第 1 体育館	105,505	10,192,180	92,345	19,385,185	178,355	17,178,625	125,402	15,585,330
	第 2 体育館	31,684	2,153,200	45,043	2,860,650	46,716	2,757,900	41,147	2,590,583
総合体育館計		137,189	12,345,380	137,388	22,245,835	225,071	19,936,525	166,549	18,175,913
菖蒲温水プール		20,465	5,691,600	42,598	11,384,600	47,272	12,918,400	36,778	9,998,200
鷺宮温水プール		22,827	5,756,450	48,645	10,865,600	54,411	11,564,600	41,961	9,395,550
鷺宮体育センター		21,654	1,183,400	27,117	1,340,300	25,905	1,416,750	24,892	1,313,484
鷺宮運動広場		11,958	1,080,500	15,755	1,280,500	15,249	1,143,250	14,321	1,168,083
南栗橋スポーツ広場		18,573	327,750	20,929	409,500	22,243	387,300	20,582	374,850
栗橋 B & G 海洋センター	体育館	31,426	1,538,750	39,170	2,060,550	38,496	2,050,500	36,364	1,883,267
	プール	2,025	257,500	4,275	477,700	4,735	531,800	3,678	422,333
緑 1 丁目テニスコート		2,722		3,694		2,631		3,016	
体育施設計		131,650	15,835,950	202,183	27,818,750	210,942	30,012,600	181,592	24,555,767

有料公園施設等の利用状況（3 年）

施設名		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		平均	
		利用人数(人)	使用料収入(円)	利用人数(人)	使用料収入(円)	利用人数(人)	使用料収入(円)	利用人数(人)	使用料収入(円)
総合運動公園	市民グラウンド	10,381	288,000	14,887	393,500	21,892	428,500	15,720	370,000
	多目的広場	30,179		39,480		40,964		36,874	
	ゲートボール場	16,240		21,556		24,736		20,844	
	テニスコート	30,394	5,226,550	38,318	6,158,200	43,263	6,164,100	37,325	5,849,617
青葉公園	野球場	21,766	711,500	25,886	798,250	19,692	533,250	22,448	681,000
	テニスコート	22,624	38,100	26,928	39,400	21,813	30,100	23,788	35,867
清久公園	野球場	6,435	176,250	8,685	271,000	8,321	254,750	7,814	234,000
寺田公園	テニスコート	3,860	666,750	5,260	846,250	4,664	829,250	4,595	780,750
森下緑地グラウンド	テニスコート	5,828	998,300	7,981	1,290,300	7,241	1,151,250	7,017	1,146,617
	グラウンド	8,749		10,191		8,969		9,303	
あやめ公園	運動広場	2,918		3,617		2,563		3,033	
寺田緑地グラウンド	グラウンド	22,937		31,733		26,392		27,021	
ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	10,511		12,559		11,879		11,649	
南栗橋近隣公園	テニスコート	15,169	2,807,625	19,787	3,380,300	19,788	3,157,275	18,248	3,115,066
桜田運動公園	テニスコート	9,963	798,250	14,946	1,609,500	15,420	1,610,250	13,443	1,339,333
沼井公園	テニスコート	8,201	1,073,100	9,397	1,373,300	9,363	1,424,450	8,987	1,290,283
計		226,155	12,784,425	291,211	16,160,000	286,960	15,583,175	268,109	14,842,533

職員配置状況及び指定管理料

(1) 職員配置状況 (令和4年度)

①総合体育館及び有料公園施設等

(単位：人)

区分 \ 施設名	総合体育館 (第1体育館・第2体育館)	備考
常勤	4	
パート	34	受付 11、警備 5、清掃 9、設備 3、トレーニング室 6
計	38	

※総合運動公園、青葉公園、清久公園の管理業務を含む。

②体育施設及び有料公園施設等

(単位：人)

区分 \ 施設名	菖蒲温水プール	鷺宮温水プール	栗橋B&G海洋センター	鷺宮体育センター	計
常勤	3	2	3	2 (2人兼務)	8
パート	22	19	8	4	53
維持管理	2	2 (2人兼務)	2 (2人兼務)	2 (2人兼務)	2
計	27	21	11	4	63

※寺田公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園の管理業務を含む。

(2) 指定管理料 (令和2年度から令和4年度)

(単位：円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合体育館及び有料公園施設等 (総合運動公園、青葉公園、清久公園)	99,282,000	85,580,000	84,107,000
体育施設及び有料公園施設等 (寺田公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園)	192,652,017	192,700,934	192,842,889
合計	291,934,017	278,280,934	276,949,889

主な自主事業実施状況

令和 4 年度の実施状況

施設名	事業名	回数等
総合体育館	バドミントン教室、くびれ体操教室、バスケットボール教室、太極拳教室、吹矢教室、英会話教室、卓球教室、ミニテニス教室	通年
	バドミントン大会	2 回
	ミニコンサート	1 回
菖蒲温水プール	グローブ体操教室、水泳指導教室、ジュニアスイム教室	通年
鷺宮温水プール	水中運動教室、水中ウォーキング、アクアビクス、キッズ水泳教室、水泳指導教室	通年
栗橋 B & G 海洋センター	フロアプログラム（ヨガ、健康づくり）、キッズダンススクール	通年
総合運動公園	テニス教室	通年
	テニス大会	15 回
	埼玉西武ライオンズ野球教室	1 回
南栗橋近隣公園テニスコート	クラス別テニス教室	通年
桜田運動公園テニスコート	クラス別テニス教室	通年

様式 1

久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋 B&G 海洋センター
及び有料公園施設等指定管理者指定申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者氏名 印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- ①法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得したもの又はこれに準ずる書類）
- ②法人等の決算関係書類（過去3年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ③法人等の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）
- ④法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則、経理規程、給与規程、その他法人等の諸規程類）
- ⑤設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- ⑥法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- ⑦役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑧4の（1）アに該当しない旨の誓約書【様式2】
- ⑨類似施設における業務実績を記載した書類（過去5年間を対象として記載）【様式3】
- ⑩管理運営に関する事業計画書【様式4】

様式 2

誓約書

久喜市長 あて

年 月 日

名 称

代表者名

このたび、久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋 B&G 海洋センター及び有料公園施設等指定管理者指定申請に当たり、下記のいずれにも該当しないものであることを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- 2 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- 3 久喜市から指名停止措置を受けている法人等
- 4 法人税、法人都道府県民税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

様式 3

類似施設における業務実績

申請者名

業務名	業務内容

※業務内容欄には、受注期間、業務の内容、受注額、発注者等を記入してください。

※用紙サイズはA4版とし、ページ数の指定はありません。必要に応じ、別紙を添付してください。

様式 4

久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋 B&G 海洋センター
及び有料公園施設等の管理運営に関する事業計画書

申請者名

1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

※よりよいサービスの提供や、より効果的・効率的な運営を行うための心構え、基本方針及びコンセプトを記入してください。貴社の保有するノウハウ等をどのように管理運営に活用するのかを含めて記載してください。

2 管理執行体制

(1) 人員配置、雇用者数

※配置する職員全てについて、役職、担当業務、資格等、雇用形態（常勤、パート、その他）及び1週間の勤務時間について記載してください。（表は参考）

役職	担当業務	資格、実務 経験など	雇用形態（該当するものに○）			職員の 年齢層	1週間の 勤務時間
			常勤	パート	その他（具体的に記入）		

※常勤は週40時間程度勤務とし、複数年にわたり雇用する職員とします。パートは非常勤で臨時に契約する職員とします。
※職員の年齢層は「20歳代」等の目安で記入してください。
※別に1ヶ月の勤務ローテーション表（様式は任意）の案を作成し、提出してください。
※別に指定管理後の組織図（様式は任意）を提出してください。

(2) 地元雇用について

※指定管理者として、地元の雇用計画について記載してください。

(3) 職員の研修計画について

※指定管理者として、管理運営業務を円滑に行う上で必要な、職員の研修計画について記載してください。

3 施設・設備の維持管理計画

※利用者に快適に、また安全に利用してもらうための清掃や、設備の保守点検及び警備など維持管理計画について記載してください。

4 サービス等を向上させるための方策

(1) サービスの向上や利用率向上のための実現策

※利用者のニーズの把握、サービスの質の確保、利用率の向上、社会的弱者への配慮などについて具体的に記載してください。

(2) 利用者等のトラブルの未然防止と対処方法

※総合体育館、体育施設及び有料公園施設等を運営していく以上、施設を利用される市民などからの苦情やトラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法及び体制について記載してください。

5 危機管理に対する方針について（防災、防犯、その他緊急時の対応等）

※防災、防犯及びその他緊急時において、十分に対応できる体制が必要ですが、その基本的な方針について記載してください。

6 自主事業に対する基本方針と自主事業実施計画

(1) 自主事業に対する基本方針

※自主事業に対して、貴社の保有するノウハウ等をどのように活用するのか、効果的・効率的な運営を図るため、心構えを含めて基本方針を記載してください。

(2) 自主事業実施計画

※総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の設置目的の範囲内で、イベント等の開催及びその他利用促進事業について記載してください。

(3) スケートボード場及び3 X 3 バスケットボール場の活用について

※久喜市総合運動公園基本計画に基づき、令和6年度から令和7年度にかけて市民プールを解体し、スケートボード場及び3 X 3 バスケットボール場を整備する予定です。整備後はそれらの施設も含めて管理運営を行っていただくため、新たな施設の運営について、自主事業等で大きな大会の誘致など地域の活性化や交流人口の増加に資するような魅力ある活用方法を提案してください。

7 事業運営を自ら評価する自己評価制度について

※総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の管理運営を行っていく上で、効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、自己評価が必要と考えられます。自己評価について、具体的に記載してください。

8 指定期間3年間の計画

※総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて記載してください。

(1) 利用人員予測

(2) 収支計画

3年間の収支計画をお示してください。(表は参考)

科目		令和6年度 2024年4月～ 2025年3月	令和7年度 2025年4月～ 2026年3月	令和8年度 2026年4月～ 2027年3月	主な支出内容
収入	委託料収入				
	利用料金収入	総合体育館			
		体育施設			
		有料公園施設等			
		その他収入			
	収入合計				
支出	人件費	給料			
		福利厚生費			
	事業費	職員研修費			
		光熱水費			
		印刷製本費			
		修繕費			
		委託料			
		通信費			
		消耗品費			
		その他事業費			
	事務費				
	諸経費				
	支出合計				

※収支計画については、市から指定管理業務に係る委託料として支払う額（必要額）を委託料収入として記載してください。

9 個人に関する情報の取扱いや情報公開についての基本方針（情報管理体制その他必要と考える事項）

※総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の運営を行っていく上で、利用者の個人に関する情報の保護と適正な管理が要求されます。個人情報の保護や情報公開について、その管理体制や基本的な方針について記載してください。

10 総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の管理運営に係る令和6年度収支予算案を作成してください。

※積算根拠を含めて詳しく作成してください。

1 1 1 0 0 万円未満の修繕、物品購入等の予算について

1 0 0 万円未満の修繕、物品購入等は、指定管理者の予算の範囲内において、指定管理者が行い、予算額を超えた場合は、1 0 0 万円未満の修繕、物品購入等であっても、市が行うこととします。

そこで、3年間のこれらの費用を、総合体育館、体育施設、有料公園施設等に分けていくら経常するか明記してください。

ただし、年度をまたぐ修繕等特別の場合を除き、各年度の経常費用の残金は次年度に繰り越さなくてもよいものとします。また、当該費用は、「8 指定期間3年間の計画」のどこにその費用が含まれるか明記してください。

(単位:円)

令和6年度 (2024年4月～ 2025年3月)	総合体育館	
	体育施設	
	有料公園施設等	
	計	
令和7年度 (2025年4月～ 2026年3月)	総合体育館	
	体育施設	
	有料公園施設等	
	計	
令和8年度 (2026年4月～ 2027年3月)	総合体育館	
	体育施設	
	有料公園施設等	
	計	

1 2 その他の提案について

※上記以外の方法で、総合体育館、体育施設及び有料公園施設等の設置目的を効率的、効果的に達成する方法がありましたら、積極的に提案してください。

様式 5

公募説明会・現地説明会参加申込書

(あて先) 久喜市 健康スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係
 メール：sportsshinko@city.kuki.lg.jp
 F A X : 0 4 8 0 - 2 2 - 3 3 1 9

次のとおり説明会への参加を申し込みいたします。

公の施設の名称	久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、 久喜市栗橋 B&G 海洋センター及び有料公園施設等
申込団体	所在地 名称 代表者名
参加者氏名 (1団体2名まで)	
担当者連絡先等	担当者名 電話 F A X メール
現地説明会への参加	参加する ・ 参加しない

様式6

募集要項の内容等に関する質問書

(あて先) 久喜市 健康スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ施設係
メール：sportsshinko@city.kuki.lg.jp
FAX：0480-22-3319

法人等名
担当者名
連絡先：電話
：FAX
：メール

質問項目	質問内容